

第七十五回 参議院 商工委員会 會議録 第十八号

昭和五十年六月十九日(木曜日)

午前十時十八分開会

委員の異動

六月十九日

辞任

鈴木 力君

補欠選任

竹田 四郎君

出席者は左のとおり。

委員長 林田悠紀夫君

理事 熊谷太三郎君

楠 正俊君

小柳 勇君

須藤 五郎君

委員 岩動 道行君

小笠 公韶君

小笠 亨弘君

斎藤栄三郎君

菅野 儀作君

福岡日出磨君

矢野 登君

吉武 恵市君

阿貝根 登君

竹田 四郎君

対馬 孝且君

森下 昭司君

桑名 義治君

中尾 辰義君

安武 洋子君

藤井 恒男君

國務大臣

通商産業大臣

河本 敏夫君

政府委員

国税庁直税部長

通商産業政務次官

通商産業省生活産業局長

中小企業庁長官

中小企業庁計画部長

中小企業庁小規模企業部長

事務局側

常任委員会専門員

菊地 拓君

横井 正美君

嶋崎 均君

野口 一郎君

齋藤 太一君

吉川 佐吉君

藤原 一郎君

本日の会議に付した案件  
○中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を開会いたします。  
前回に引き続き中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。  
○対馬孝且君 先般の委員会におきまして、若干法案にまつわる問題につきまして質問いたしてまいりましたが、きょうは法案に重点を置かれてこれからの順次質問をいたしてまいりたい、こう思いますので、時間が五十分というところでございますから、ひとつ答弁者側も要領よくお答えをお願いいたします。

まず最初に、中小企業近代化促進法が昭和三十八年に制定されましたが、その時代の要請に基づいて改正が行われたわけでありますが、今回大

幅に改正をしようという時代の背景は一体何にあるのか。特に中小企業は、二年以上に及ぶ総需要抑制のもとで極度の不況に悩まされているわけであるが、今回の改正に当たってこの点の配慮は一体どうなされているのか、この点、まず冒頭お伺いしたいと思います。

○政府委員(齋藤太一君) 現行中小企業近代化促進法は昭和三十八年にできた法律でございます。当時、御承知のように、ちょうど日本経済が開放経済に入ろうといたしておりました。資本の自由化、貿易の自由化が日程に上っておった時期でございましたので、わが国の中小企業につきましては、海外の企業との競争に打ちかかっていきました。国際競争力の強化というものが、当時中小企業の一つ大きな課題になっておったわけでございます。そのために、中小企業近代化促進法を制定をいたしました。中小企業の国際競争力の強化と、もう一つは、産業構造の高度化を目的といたしまして重要な業種の指定をいたし、その近代化を促進をいたしましたわけでございます。

ところが、石油危機を契機といたしまして資源の有限性が明らかになり、そのほか、過去の高度成長に伴います各種のひずみが出てまいりました。日本経済も今後は従来のような高度成長期から、いわゆる安定成長期に大きくその進路が変わろうといたしております。こういうふうな成長率の低下、今後日本経済が鈍化すると考えられますが、一方では、中小企業にとりまして、そのコストの上昇、たとえば原材料の高騰、賃金の上昇といったような負担面では、むしろ従来よりも高負担な情勢になりつつございます。と同時に、中小企業にも公害防止の問題でございますとか、価格の安定、あるいは安全の確保、省資源、省エネルギーといいました各種の社会的な責任が要請をされておるわけでございます。こういった低成長下にお

きまして、高負担に耐え、社会的責任を遂行し、同時に、追い上げてまいります。発展途上国との競争に打ち勝っていくというところで、どういうふうな中小企業はあるべきかという問題がございます。もう一つは、今後の福祉型経済下にあります。いろいろと多様化してまいります。国民のニーズに中小企業もこたえていかなければならない。こういった非常に大きな環境の変化が見られるわけでございます。こういった環境変化に対応いたしまして、大きく申しますと国民のニーズにこたえていくということが一つ、もう一つは、こういった環境変化に適応して、その適応力の強い中小企業を育成をしていく、こういう趣旨におきまして、中小企業近代化促進法を改正いたしました。最近のこういった新しい要請にこたえ得るような中小企業の育成を図ってまいりたい、こういう趣旨で今回の改正法案を提案をお願い申し上げた次第でございます。

○対馬孝且君 十七日の当委員会におきまして、河本通産大臣に、基本的な姿勢としまして、高度経済成長時代にでき上がった近頃法でありまして、いま長官から答弁がありました。低成長時代に入った今日の中小企業を守るという立場に立つとするならば、むしろ基本的な法改正を提案をされるべきではないかというのを質問いたしました。大臣からは、この問題につきましては、一応そういう考え方もありでしようけれども、現状の情勢、あるいはいま言ったそういう流れに対応して、極力ひとつ中小企業のための対策をとっていきたいという意味のお答えがございました。

そこで私は、いまもこれに関連して長官にお伺いしたいのでありますが、つまり、高度経済成長時代から低成長時代に切りかえての近頃法という提案になつていくわけでありまして、あなたは衆議院の商工委員会で、わが党の佐野議員の質問に

対しまして答えておられるのでありますが、従来の業種指定要件は、わが国産業の国際競争力の強化、産業構造の高度化に加えた国民生活の安定、向上は並列の関係にあると考へる、こういう意味の答弁をされておられるわけでありませう。そこで、もし低成長下時代に対処して、こうとするならば、新しく加えられた国民生活安定の向上というところをかなり、いままも強調されまして、衆議院商工委員会でも強調されているのでありますが、この条文の中で、国民生活向上という点に改正を強調されている点について、具体的にどういうふうにして国民生活を向上する立場での改正が行われようとしているのか、ひとつこの具体的な考へ方についてお答えを願いたいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 従来の近代化促進法は、そのねらいが産業構造の高度化と、産業の国際競争力の強化というところに重点が置かれておったわけでございます。で、先ほど申し上げましたような日本経済をめぐります環境の変化に対応いたしました、今回国民生活と関連性の高い物品とか役務とか、こういう業種をむしろ対象業種として追加をいたしまして、そういうものを今後育成の対象に重点を置いてまいりたい、こういうのが改正の趣旨の一つでございます。

そのために、具体的には第一条の目的の中に、「国民生活の安定向上」を図るということを目的に加えておられるのが改正のその趣旨を生かした第一点でございます。業種の指定要件といたしまして第三条に、「国民生活との関連性が高い物品又は役務を供給する」事業というものを、この近代化計画の対象業種として指定できるように法律を改正をいたしたところが第二点でございます。また、近代化計画の内容におきましても、近代化計画をつくるに際しましての配慮すべき重要事項といたしまして、「従業員の福祉の向上、消費者の利益の増進、環境の保全」と、こういうものを近代化計画の中に盛り込むように改正を加えておる次第でございます。

○対馬孝且君 いまそういう抽象的なお答えで、

業種の指定その他を拡大をして、国民的な見地を救つていこうという、一口に言うならそういうことだろうと思うんでありますが、中小企業近代化が先ほど言った昭和三十八年に成立をされました、それで、先ほど言った時代の背景といたしまして私を申し上げたのでありますが、特に四十四年の改正は、中小企業の国際競争力というものがかなり重点に置かれて、重点に置かれて改正をされている、こういう理解を私なりにいたしているのではありません。

そこで、構造改善を進める必要な、いままも出ましたけれども、業種指定という問題なんでありませうが、率直に申し上げまして、この法律ではこれ以外の業種の中小企業がやっぱり取り残されているのではないかという懸念が、ちよつとこの法案の趣旨から言つて判断されるわけでありませう。特に資本力の小さい、労働者数の四人とか五人とかのつまり零細規模の企業は、こういった業種指定がなされたとしてもどれだけの構造改善事業が推進をしていけるのか、あるいは結局取り残されていくのではないかと。比較的大きな中小企業は残つていくことになりかねないけれども、いま申し上げましたような本当の零細規模の企業というのは、機能的にやっぱり救われな結果になるのではないかと。

そこで、同法律の中で現在まで百二十四の業種が指定されて、百八十三件の近代化計画が策定をされておられます。これは私なりに調べてまいりましたが、そのうち構造改善関係は三十五業種が指定をされておられます。五十件の計画が承認されているわけでありませう。この業種指定によってどのような層が、どういふ形で近代化なり構造改善の成果を上げることが出来るのか。つまり、中堅の中小企業のランクはもろろん上があるだろうけれども、もつと下のランクの下層に位置づけられている零細規模の企業については、結果的には、この構造改善の成果という意味では恩恵を受けないのではないかと。こういう点については指定業種の兼ね合いを含めてどう考へるか、これをちよつとお伺い

したいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 構造改善業種は現在三十五業種ございまして、それそれ構造改善計画を実行中でございますが、この構造改善計画はたてまえといたしまして、その指定された業種の業界ぐるみで計画を立てていただくというのを私どもは希望をいたしておりました。その業種に属します企業の少なくとも過半数が参画された計画であることを、私どもは承認する場合の要件にいたしておりました。事実、実績の上で見まして、その指定業種の大体六五、六六%が企業として参画をいたしておられて、相当数の小規模企業もその中に加わつておられるわけでございます。

この構造改善計画の中で小規模企業の参加比率を見ますと、大体八六%が小規模企業である、こういう数字が出ておられます。いま日本の全体の中小企業の中で小規模企業の割合が約八二%でございますので、むしろ構造改善計画におきましては、小規模企業の参加比率は全国平均よりも高い、こういうような結果になっておりました。現在行われております構造改善におきましては、小規模企業の非常に大きな部分が参画いたしました。中小企業の中の大きな部分と一緒に参画をいたして構造改善が進められておる、かように了解をいたしております。

○対馬孝且君 いま数字的に八六%、かなり小規模の企業が指定業種の中で救われていると言ひますが、たとへば十七日にもちよつと申し上げましたけれども、零細企業の対象と言われる最近の豆腐業、あるいはクリーニング、軽印刷と、こういう関係をずつと見てまいりますと、必ずしも長官の言うような状態に恩恵をこう受けているかといつたら、そうではないんだね。この点がかつぱり問題だから、この前十七日に大臣に基本的な姿勢をお伺いしているんでありますが、つまり、新事業分野を確立する法律は何ら必要ではないのか、こういう問いを私はいたしました。それなりのお答えがありました。そこらあたりが実際問題として、いま長官が言うような、それなら何

で、いまクリーニング業界、軽印刷、きょうも一時からあるんですけども、あるいは豆腐業界だとかその他の業種もかなり集まつて、特に新事業分野に関する何らかの法律を定めてもらいたい、こういう下からの非常な盛り上がりがあるわけですね。

それと、この前私が申し上げたでしょう。北海道も、ほかの町は私は知りませんが、北海道における札幌興信所の、四十九年の十一月から五十年の一月までにおけるあの倒産の実態をずつと見てみますと、ほとんどい言つたような小規模の五人から十人、あるいは三十人から五十人という層が圧倒的に八〇%まで位置を占めているわけですね。だから、長官が言うような実態であるのか、ここらあたりに、今回の現行法の改正が本当に日の当たることになるのか、ならないのか、その点の問題なんです。この点をもう一回伺いたいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 私どもは極力、この構造改善業種に指定が行われました場合には、そこに属しております企業のできれば一〇〇%御参画をいたして、新鋭設備の導入なりその他の技術の開発等をやっていただきたいと思つておられるわけでありませうけれども、やはり企業にはそれぞれ御意見がございまして、特に小規模企業も多数参画はしておりますが、漏れております中には、小規模企業の方が割合としては多いだろうと思つておられます。こういった小規模企業の中にはまだ生業的な分野も相当ございまして、そういう方々につきましては、現在、まず指導が第一であると思ひまして、御案内のように、商工会議所あるいは商工会に全国で六千名の経営指導員を配置をいたしまして、日夜経営指導に当たらせておられるわけでありませう。

また、その経営指導を受けまして経営改善のために資金が必要でございます場合には、二百万円を原度としておられますけれども、無担保・無保証で低利の資金を貸し出しておられますし、そのほ



願つてこの法案を作成したわけでございますが、多くの方々歓迎の旨を表明しておられまして、むしろ、この成立を期待していただいておりますものというふうに了解をいたしております。

○対馬孝且君　そこで私は次に、中小企業近代化促進法が今日まで目指してきたのは、何といつても中小企業と大企業との格差を是正をしていく、こういうことと、生産性向上を図ることにより、わが国の産業経済の高度化あるいは国際競争力に打ちかつ、こういう促進の形で今日までの近況法というのとはどちらかというところ、そちらにウエートをかけられて運用されてきておるのじゃないかと思ふ。

そこで、現行法に基づく助成措置の実績なんですけれども、これはどの程度実績としてあらわれているのかという意味で具体的にお伺いしたいのでありますが、中小企業近代化の構造改善事業を図ることが現在必要な業種に先ごろ指定をされているわけでありまして、たとえば金融税制上の助成措置がとられるわけであるが、今日までの指定業種と、指定業種に対してどのくらいの貸し付け実績があつたかということが第一点。

それから、指定業種においては近代化促進の貸し付け、つまり中小企業金融公庫、それから企業合同の貸し付け、中小企業振興事業団、それから、特定事業にあつては構造改善貸し付けの中小公庫、企業合同の、先ほど申しました知識集約的なこの貸し付け振興事業団があるわけでありまして、どのくらいの実績が大体この中で行われているのかという点を、ひとつ具体的な数字をもつて御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(齋藤太一君)　この近代化促進法に基づきますいわゆる近代化貸付というものでございます。これは指定業種につきまして中小企業金融公庫から低利の融資を行っておりますが、昭和三十八年の本法施行後四十九年度末まで、この三月末までの累計が融資額で二千百億円に相当しております。

それから構造改善関係の貸し付けでございます

が、これは構造改善事業種、特定業種につきまして融資を行つて、近代化貸付よりもさらに金利が安くなつておりますけれども、四十五年からのこの制度が始まつておりますが、同じくことしの三月末までの実績が千九億円の融資実績でございます。

それから、構造改善業種におきます合併等の承認実績は百七十一件でございます。また、構造改善業種につきましては、機械設備につきまして二分の一の割引増し償却を認めておりますが、この割引増し償却の実績が八百十二億円に相当しております。

それから中小企業振興事業団が、いわゆる知識集約化事業を中小企業が組合でやります場合に、八割無利子で融資をいたしておりますけれども、この融資実績は四十八年度が一億三千万円、四十九年度が二億五千万円でございます。

○対馬孝且君　一応四十九年度、今日までの実績はそれなりにわかつては、それならば、ひとつ今回の改正後の助成措置は一体どうなつていくのか。こころあたりが一番中小企業の皆さんが聞きたいところだと思ふんですよ。したがって、今回の改正で関連事業と新分野に対する進出促進業種に対しても、金融並びに税制上で助成措置が図られるわけであるが、その内容について、どういふふうな今回の改正した後の法律の中では特徴点として生かされていくのか。先ほど金融面だけ示していただいたけれども、税制面を含めてあれば示してもらいたい、こう考えます。

○政府委員(齋藤太一君)　従来からの指定業種なり、構造改善業種につきましての助成措置は従来どおりでございますが、今回新たに本法で適用になります。いわゆる関連業種につきましては、金融面におきましては、中小企業金融公庫から近代化促進貸付並みの低利によりまして融資を行うことになっております。また、知識集約化貸付の対象にもいたすことになっております。

それから税制面におきましては、関連業種につきまして、合併等がございました場合の課税の特

例を適用いたします。それから技術開発面の税制といたしまして、構成員が組合に研究費として納入した負担金は損算入を認めます。また、組合がそう言つて集めました資金で、分担金でもつてつくりました試験研究施設につきましては、圧縮記帳を認めることになっております。また、組合員につきましては、試験研究費がふえましてた場合、つまり試験研究費といふことで組合に納める金が増額してまいりました場合には、その増加分は試験研究費の増加試験研究費とみなしまして、税額控除制度を適用することになっております。また、関連業種の構造改善関係の施設につきまして、特別土地保有税の非課税を行います。それから事業所税につきまして、非課税といたしております。それから進出促進業種につきまして、これが他の部門に新商品を開発して転換してまいります場合には、この新しい事業を営むための設備資金につきまして、構造改善業種並みの八・四％の金利によりまして低利資金を融資することにしたところであります。それから、知識集約化貸付を研究開発関係について振興事業団から行いますことも同様でございます。

税制面につきましては、技術開発税制が新しく適用になることになっております。先ほど申し上げましたように、関連業種の場合と同様に、組合が試験研究施設を取得しますために組合員に賦課金を課しました場合には、その損算入を組合員について認めますと同時に、その金で組合が設備を取得いたしました場合に圧縮記帳を認めます。また、増加試験研究費の税額控除制度を適用特別土地保有税の非課税、事業所税の非課税等々も適用することになっております。

○対馬孝且君　いま、これから法改正に伴つての金融並びに税制の一つの恩恵と言ひましか、そういう点のあれはそれなりに一応わかりました。

次の問題は、新分野の進出計画制度についてちよつとお伺いしたいと思います。

改正案では、新商品の開発や新技術の合理化等を通じて、新たな事業が新分野に拡大をしていくということが強調されているわけでありまして、この中小企業に対しての助成を、いま申し上げましたようにしていただくとする制度を設けることになっておりますけれども、一口に新商品の開発と申す言ひますけれども、簡単にいまの不況並びに大企業の大規模化というふうなことから判断をいたしました場合に、多額な資金と開発のためには長期間を要するのではないかと。この間も参考人がちよつと申し上げておりましたけれども、仮に新分野に既成の企業が行く場合には二年くらいかかるのじゃないか、その二年間を何らかの形でやつぱり法で保護していく必要があるだろうということをも明治大学の渡辺先生が強調されておりました。全く私は同感だと思つております。

そういう意味では、そのための制度ができたとしても、どれだけそれを中小企業に一体利用ができるのか、こういう疑問は持つておられるわけでありまして、もしこの制度が十分でないとしたら、適用条件の緩和、あるいは新商品の開発等を認める範囲の拡大、こういった制度に対して弾力的にやつぱり運用する必要があるのではないかと、こういうふうな考えますが、この点どうですか。

○政府委員(齋藤太一君)　大企業と違ひまして、中小企業の場合には、資金力それから人材の面で、御指摘のように、なかなか新商品の開発というところは容易ではないと私も思ひます。ただ、やはり中小企業は、その創意と工夫をいままで時代の変化に十分対応してまいつてきておられるわけでございまして、今後も新しい各種の需要が出てまいり、ニーズの多様化に伴ひまして各種の需要が出てまいり、中小企業は中小企業なりに開発をしていられるのじゃないかと期待をしておられるわけでございますが、特に本法におきましては、一般的に中小企業が転換する場合の助成ではございませんで、一応必要の停滞とか発展途上の追い上げ

等で、将来がやや懸念が持たれますような業種につきまして業種指定をいたしまして、その業種に属する方々がグループを組んで研究開発をし、新商品がめどがつけば企業化される、こういう場合にいろいろ助成をする制度を盛り込んだわけでございます。

個々の企業がおやりになる分は本法の対象になつておりません。これはやはりなかなか研究開発は簡単なものでありませんので、自力でやれるような方は別途それぞれ研究補助金等の制度もございしますが、そちらを利用していただくようにお願いすることにして、本法では、特にある程度まとまって研究開発をして、共同で自分たちの力を持ち寄って新分野への商品の開発をしよう、こういう形のものにつきまして対象にしておるわけでございます。いわば何人かで寄りますれば、それなりに補い合つて力が出てくるのじゃないかと考へるわけでございます。

それから、新商品と言います場合に、全くこの世になかった商品を生み出した場合というほどに厳格に考へておるわけはございません。従来からあります商品でも、その機能等が非常に新しいものになりまして、取引通念上新商品ということであつて、取引通念上新商品というもので扱われるようなものであつて、しかも国民の新しい需要にこたえ得るもの、こういうものであれば、本法にいう新たな事業分野というふうに解釈してまいりたいと考へておりまして、新商品の判定につきましては、極力弾力的に考へてまいりたいと考へております。

○対馬孝且君 次の問題は、この法律を見ますと、新分野進出計画制度における計画策定の主体性の問題なんです。つまり新分野の進出の場合、この法案の中で言いますと、「商工組合等」でなければ認められないというような法文化になつておるわけですね、問題は、この制度は積極的に利用させることを考へた場合に、さらに中小企業が低成長時代に対処していくためには、いままありましたように、新商品や新技術を開発するに当たつて、この助成の対象を、「商工組合等」と

いう、「等」とついでにいますけれども、つまり商工組合というふうに限定するのはどうも問題があるのじゃないか、こういう意見が率直に、特に零細企業との関係で多いわけですね。

したがつて、商工組合などについて加入していただくも、たとえば優秀な商品、技術の開発をできる力を持つていけるとするならば、その商品化までに結びついていくための資金調達が困難であるという企業も少なくないわけでありまして、先ほど私はそういう意味でお尋ねしたわけでありまして、これもこの制度を積極的に活用するためには、こうした個々の企業に対して助成措置を含めて検討する必要があるのではないかと、これが零細企業の方々の本當の率直な素朴な声です。この点、「商工組合等」ということの問題を含めて考へ方を明確にお聞かせを願ひたい、こう思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 前向きな構造改善につきましては、商工組合等の場合に、構造改善計画をつくり出す主体は、大体私ども全国一本で一つの組合で一つの計画を立てていただく。その中にその業種全体が含まれる構造改善計画ということ運用してまいつております。これはその業種全体の構造改善をシステムの図らうという趣旨でそういう運用をいたしてまいつておるわけでございます。新分野進出計画の場合の計画策定の主体は、一本にしぼるつもりは全然ございません。商工組合でもよろしいと思ひますし、協同組合でも結構でございます。したがつて、一番小さい場合には、四人おられますと協同組合が成立いたすことになりまして、四人のグループの方が相寄つて何か新しい仕事への計画を立てたい、こういう場合でも、内容が確実であれば結構だと考へておりまして、一つのたとへば促進業種を指定をしたといたしまして、一つの業種について一つの計画というふうには考へていないのでございまして、新商品の開発関係は一つの業種について幾つものグループも、十も二十もグループができて構わない。したがつて、一つのグループは最低四人以上であればいい、こういうふうにお

りまして、もう一回だめ押ししますが、それは「商工組合等」という法文上の問題、これは解釈等の問題で、これだけ見ると何か既成の商工組合でなければというふうな、印象というよりもそういう観念になつちやうな、長官はそう言つておられるけれども、実際は末端へ行つて出先で運用する場合には、いや、そうではありませんと、ことになつたんでは困るんですよ。したがつて、こちらあたりもうちょっと明文化したらどうだろうかと思ひますが、この点どうですか。いま言つたような考へ方があるとするならば、もうちょっとこの法文の中で「商工組合等」という従来の固定観念的なものを対象とするのじゃなくて、かなり幅のある運用をするんだという意味での法のあれはつきりした方がいいんじゃないか、こう思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(齋藤太一君) ここで改正法第五条の「商工組合等」と言つておられるのは、法律に規定がございまして、本法の施行令の第二条の三でございまして、「商工組合等は、次のとおりとする。」ということ、第一が商工組合、それからその連合会、第二が事業協同組合及び協同組合連合会と、あと酒造組合とか民法の公益法人とかを列挙いたしておりますが、こういうふうな定められておりました、特に政令で定めております第二号の「事業協同組合」がこの「商工組合等」の中に含まれておりますので、この協同組合という形で申請をしていただければ、取り上げられ得る対象になるわけでございます。協同組合は、先ほど申し上げましたように、四名以上のグループをおつくりになれば成立することになりますので、そういう小グループでも本法の対象にしてまいりたい、こういうふうにお考へております。

○対馬孝且君 その点一番問題点になることであつて、協同組合というふうなすべしじゃないかと思ひます。簡単に言ひますけれども、たとえば二十か三十集まつて、ひとつお互いに助け合つたりしようと思ひませんかというところで、いわゆる親睦会にちよ

つと毛の生えたような形のものが多い数あるわけですよ。率直に申し上げれば長官がよく御存じだと思ひます。ある程度そういうものが協同組合の手続きさえすればそれでいいということに理解していいですか。

○政府委員(齋藤太一君) 法人格のない親睦会といつたような同業者ではごあいが悪いと思ひますが、法律の定義で申しますと、やはり事業協同組合法によつて認可をとられた協同組合といふものでございまして、本法の第五条の対象として取り上げたいと思ひます。

○対馬孝且君 時間が来たようでありまして、最後に一つだけお伺ひします。国民生活関連業種の関係につきまして、再度だめ押しの意味で大臣と長官にお伺ひしたいのであります。改正案では、近代化計画の指定業種と強化、産業構造の高度化を図るだけの業種ではなくて、つまり国民生活の安定向上、この近頃法からいくとそれだけが取り柄なんだよ、これは率直に言つて、私は口の悪い方だからさう言ひますが、今回の近頃法の改正では、国民生活の向上、福祉の向上ということだけがこの法案のよりどころと言つては悪いけれども、何かさういふものよりないんじゃないかという感じがするので、

そこで、先ほど長官は抽象的にお答へしていらるのですが、国民生活の安定向上を図る上での重要な業種を対象とすることになつては、国民生活の安定向上を図る上で、どうでしょう、図る上で重要な業種とは具体的にどのよう業種が入るか、その点をはつきりさせておきたいと思ひます。その点どうですか。

〔委員長退席、理事楠正俊君着席〕

○政府委員(齋藤太一君) 今回の新しい指定要件によりまして国民生活関連業種というもので私ども考へておりますのは、国民生活の上での利用度の高い業種でございまして、衣食住といつたような生活必需品を供給する業種、それからそれだ



つきましては、ただいま大臣から御答弁申し上げましたように、非常に経済は流動的でございますが、その分野の確定がきわめて実際上むずかしい面があるように考えるわけでございます。

これまでも産業分類上数百の業種がございませぬけれども、従来大企業が主としてやっておったものが、中小企業性の分野に変わつたような変化もございませぬし、逆に、中小企業の主たる分野であったのが大企業分野に変わったのも若干はございませぬし、その辺業種間の変動は非常に流動的でございます。技術の変化なり需要の変化によりましてその辺が常に変化を伴っております。これを一義的に線引きをいたすことは実際上は非常にむずかしい面がございませぬ。

と同時に、ただいま大臣からも御答弁申し上げましたように、競争というものはやはり産業の進歩のためにも必要ではないかと考えるわけでございませぬし、そこに余り厚い障壁を法律によつて設けてしまつて過保護になることは、中小企業が進歩の意欲を失うという面におきましても好ましくない面もございませぬ。また、消費者利益の問題、技術革新の問題等々も考えますならば、この問題は、やはり実情に即しまして行政指導を適宜、適切に働かすことによりまして、現実的な解決を図つていくのが最も実際的ではなからうか、こういうふうにご考慮されている次第でございます。立法化につきましても、いろいろ多角的な検討がまだ必要ではなからうかとただいまのところでは考えておる次第でございます。

○小柳勇君 少し長官、突っ込んで話してみます。たとえばいま起こつていられる問題、耳にしている問題は、熊本の中心街に、私の隣の県ですけれども、そこにダイエーが進出すると。ダイエーと思ひましたが、名前がちょっとね。したがつて、中小商店街の方が反対運動をしていられるという話を聞きました。これは一つの例にしますよ。具体的にはちょっと私も確かではありません。その場合に、これがだめですと言ふことについては若干いまの問題があると思ふんですね。だから、調整がつく、つかぬの問題がありましようが、そのときに、たとえばダイエーが出ることについても地元の人は、一般の消費者は賛成するかもしれないませぬね、安いマーケットが出れば。ところが、その辺の何百の中小商店街の人は大反対するわけだ。だからそれで阻止しようとする。そこで、それを阻止できればいいけれども、どうしてもそれができないようなときに、一つの代案としては、その二百か三百の商店街に対して、ダイエーと同じように安く、多量に販売できるようにシステムを与え、資金を与えるということですね。だから道は二つあると思う。

その大企業進出を押さえる方法が一つと、大企業が出て、もう商店街の方がわつと組織化して、スーパーマーケットみたいな体制になつたから、もう出てダイエーの販売はできませんよと。ダイエーも考えるでしょうね。だから、消極的に大企業の進出を押さえる方法が一つと、もしそれができない場合は、今度は逆に、そのいままある中小商店街の何百かを、わつと通産省なりで指導して、あるいは財政的に援助して、金融的に援助して、あるいは経営の援助をして、それに對抗できるシステムをつくらせるといふ方法もあるわけだ。

いま、法改正の問題は、単純にいまの大体の私どもの法律としては、おのおの中小企業の分野を確立して、それには大企業を進出させないようにしよと。で、この中小企業の方には少し政府が援助しよう、そういう考え方なんです。それを法律をつくらうと。いま法律をつくることには反対のようでありませぬから、それじゃ具体的に、そういうふうな積極的に、スーパーなどが簡単に進出できないように、在来の商店街などにいまの団体組織法とか、あるいは商工組合法とか、あるいは中小企業近代化促進法とか、構造改善法とかを適用して、それに匹敵するだけの指導あるいは金融体制をとりますか、その点をお聞きしておきたい。

○政府委員(齋藤太一君) ただいま立法の御議論が出ておりますのは、製造業の場合、たとえば印刷業等は製造業という部類になっておりますが、あるいはクリーニング業、ホテル業といったようなサービス業の場合、これを何らかの法律的な根拠に基づいて大企業の進出を調整するかどうかというの議論になっておりました。確かに、法律的にはその調整そのものを図る規定は現在ないわけでございます。ところが、いまの先生御指摘のいふゆる大規模店舗——百貨店なりスーパーマーケットの進出による小売商との調整の問題につきましては、大規模店舗の調整に関する法律という法律が現にあるわけでございませぬし、その法律に基づきまして、大規模店舗の進出については事前の届け出制を課しまして、現地の商業活動調整協議会を調整を行い、その報告に基づきまして大規模小売店舗審議会におきましてその大規模小売店の進出を認めるか認めないか、認める場合でも、時期をずらすとか、あるいは規模を縮小させるとか、いろいろ調整をすることは法律的に可能になっておるわけでございませぬ。また、その調整については大規模小売店舗側がそれを承諾しない場合には、主務大臣が命令をもつてこれを強制することとできるような法律的になつております。したがって、小売店と大規模店舗の進出の問題は、トラブルの調整につきましては、ただいま申し上げた大規模小売店舗調整法の運用の問題といたしまして、より小売商の利益を重視するかどうか、こういう問題かと存じますので、十分地元の小売店の利益も配慮しながら運用するよう心がけたいと考へます。

と同時に、消費者利益の保護もこの法律にうたわれておるところでございます。一概に、この大規模小売店の進出が、一面では地元小売商の利益に非常に影響しますと同時に、流通革命と申しますか、消費者物価の引き下げに寄与している面もあるわけでございませぬ。したがって、それが非常に大きな影響を与えます場合には、店舗の面積を削りましたり、進出の時期を延ばしましたりして、中小企業者側に対応の時間的な余裕を与えますと同時に、中小企業の小売店につきましても、各種の助成措置を現に講じておるところでございます。

一つの方法は、中小企業者自身が、小売商自身がスーパーマーケットを建設をする、あるいは百貨店を建設をする、いわゆる寄り合い百貨店と申しまして、百貨店形式の中に小売店が皆入るやり方でございますけれども、こういう寄り合い百貨店、あるいは小売商のスーパーマーケットにつきましても、中小企業振興事業団から二・六%の低利の資金を貸し出す仕組みを現在用意をいたしております。また、小売店の商店街がより魅力あるようにして大規模店舗に対抗できるようにいたしますために、アーケードの整備でございませぬし、街路灯の建設、共同駐車場の建設、こういったものにも二・七%。内容によりましては無利子の金を中小企業振興事業団から融資する制度がございませぬので、これをフルに活用いたしまして、大規模のスーパー等に對抗できるように中小企業者自身が育成をしてまいりたい、こういうふうにご考慮しております。

製造業、サービス業につきましては、そういう調整法という法律はございませぬけれども、中小企業団体の法の中に、大企業の進出によりまして影響を受けるといふおそれがあります場合には、商工組合がこれと交渉をいたしまして、進出の時期の延期なり、規模の縮小等につきまして契約を結ぶ制度がございませぬ。特殊契約制度と呼んでおられますけれども、実際にはまだこの契約が結ばれた例はございませぬ。なぜかと申しますと、実際にはやっぱり、法律の発動という形をとらないで交渉をやりたいということを中心として、そういう意味で、法律を後に控えながら事実上まず話し合いをやつていただきまして、話し合いがまとまらない場合には、主務省なりあるいは府県なり通産局なり、適当な機関が中に入りましてあつせん、調停をする、こういうような形で実際的にはほとんど解決を見ておると思ひます。これ

は、やはり後にたゞいま申しました団体法による特殊契約制度、この契約の申し入れがあった場合には、交渉承諾義務が相手方に、大企業側に課されておりますし、話がまとまらない場合には、主務大臣があつせん、調停をするような規定もございまして、この法律の規定をバックといたしまして、実際上のあつせん、調停を行つておる、こういった実情になつておるわけでございます。

○小柳勇君 事業分野確保については、いろいろ各党も意見があるようでありまして、からまたたの機会にいたしますが、いま当面いたしておりますこの不況対策の問題について冒頭に質問いたします。

いま中小企業などが倒産する例、理由をいろいろ調べてみますと、一番多いのは手形の不払いですね。不払い手形を握つて倒産するというのがほとんどのようです。手形の支払いがスムーズにいきさえずれば何とか資金が回転するんですけど、それでも、それでやられていくのが大きな問題点ですが、不況対策として政府関係機関に金融の枠が広がる、これはいいことですが、ところが、借りられる企業というのは健全なもので、倒産寸前にある企業にはなかなか貸さない。借りられないわけですよ。担保能力ももう限度がきているし、保証も立ちませんね。それで相手からもらつた手形の不払いで倒れていく。

こういふような不況になつたというようなきに、一番打撃を受けるのは大企業よりも中小企業、零細企業です。政府の金融機関の資金を、枠をふやすと同時に、特別に、たとえばどこか一つの会社が倒れたと、それで特例倒しに倒れていきま

す。どこかでそれを断ち切るような対策を立てなければ、いまの中小企業倒産というものを阻止できないですね。これは法律も特別にありませんが、緊急的に何かさういふものをお考えになつた

ことがあるのかどうか。特例倒しになる中小企業を、緊急の措置として、あるいは損金などを見ながら損金の見積り枠内で、このところはひとつ断ち切ろうというようにお考えになれるのかどうか、あるいは過去にさういふ例があつたのか

どうか、説明を求めます。

○政府委員(齋藤太一君) 中堅企業と申しますか、親企業が倒産して、そこに納入をしております中小企業が連鎖倒産をする。これを防止する制度といたしましては、信用保険法の面におきまして倒産関連保証制度というものがございまして、大口の倒産がございまして、その倒産企業を告示をいたしますと、その倒産企業に債権を持つております中小企業につきましては、倍額まで信用保証が受けられる。こういう制度になつておりました。最近におきまして、四十九年度中に日本熱学、阪本防務、三省堂と、こういったいわゆる親企業に当たりまして倒産を八十企業に指定をいたしております。この八十企業に對しまして債権を持つております中小企業者は倍額まで信用保証が受けられる、こういうふうなことで一つは運用をいたしております。

それからもう一つは、親事業者が倒産いたしました、借り入れのいまの保証が倍額受けられるにいたしましたも、債権の回収が非常に困難になりますので、そこに納入しております中小企業者自体非常に苦しくなるわけでございますから、一番望ましいのは、さういふ納入先の中堅企業が倒産をしないことが望まれるわけでございます。さういふ意味におきまして、実際には、これまでも随時倒産の危険のある中堅どころの企業につきましては、担当の原局の方からそれぞれ必要に応じて、日本銀行あるいは関連市中銀行等々に大蔵省等とも相談をいたしまして融資方を要請いたしましたして、倒産に至らぬうちに救済をするというものを機動的に行つております。これは倒産に至らないで救済をした例でございますので、一々名前を挙げるわけにまいりませんけれども、これも数十企業に上つております。

○小柳勇君 不払い手形を持つて倒産するという企業は本当にかわいそうなんです。平素は一生懸命まじめにやっています。たまたま倒れる、その信用を確認できないですよ、興信所を持たないのだから。いつも信用して取引しているのだから、たまたまこれが倒れたために、こちらが一生懸命やっているのにその手形で倒れていく。こういうものは本当に何とかしてやりたいと思つても何ともしようがないですね。さういふときには、われわれとして、現地におる者としてはどういふようにしたらいいか。たとえば福岡通産局がおりますけれども、特にさういふところに行つて何らか手当てができませんか。

○政府委員(齋藤太一君) さういふふうには非常に困りの節は、お話しただければ、政府系金融機関から緊急融資をするようにこれまでも手配をいたしておりますし、今後もしさういふふうにい

たしたいと考えております。

○小柳勇君 それから、大手メーカーで自分の会社で設備投資をやる。小さい中小企業の鉄工所を入れて仕事をやらせようと。そんな手形の支払いで一年以上も、ちゃんと初めから、契約のときからもう一年以上も手形延伸がなされるような例を御存じですか。

○政府委員(齋藤太一君) 年間大体二万二千件ぐらゐ、親事業者並びに下請事業者の事業所から調査報告を求めまして、下請代金支払遅延等防止法に基づいて、さういふ手形の発行状況あるいは代金の支払い状況を調査をいたしております。特に昨年から総需要抑制下になりまして、手形の期間が長くなる傾向にございまして、相当やはり違反のケースが出てまいつております。

○小柳勇君 もう少し具体的に言いますと、たとえば大きな鉄鋼会社があるといつたします。そこに機械の設備をするといつたします。それをその中小企業の鉄工所がやります。これは下請代金支払遅延等防止法の適用になりますか、なりませんか。

○政府委員(齋藤太一君) 製造委託、修理委託が下請代金法の場合の下請の定義でございます。製造を委託した場合は代金法の対象になると思つています。

○小柳勇君 製造じゃないの。全然違うのです。こつち、製造するのは鉄鋼を製造しているのだから、設備というのはその鉄鋼を製造するのじゃない。他のある部分の機械を施設するだけなんです。それで手形支払いするわけですよ、こつちの工作した人に対してこの親企業が。そのものはいまの法律では適用できないのではないかと、適用できるのですか。

○政府委員(齋藤太一君) 機械の製造を委託をして、機械を納入してもらつてございましてね。

○小柳勇君 ノー、ノー。こつちももう大きな鉄鋼会社、キューボラで鉄鋼生産している大きな鉄鋼会社、この鉄鋼会社のその生産するための機械をただ据えつけるわけ。これは製造の下請じゃないわけ。その工場の機械の新設。それはいまの法律では下請代金支払遅延等防止法の適用はできないのではないかと、さういふ盲点でこれが一年も二年も二年でありません、一年以上の手形支払いになつておる。

○政府委員(齋藤太一君) 具体的なケースはちょっと当たつてみませんと、代金法が適用になるかならないか、非常に微妙なケースだと思つて、適用になりません場合は、手形は割り引ける手形でなければならぬということになつておりました。大体百二十日から百五十日を限度ということで取り締まりを行つておりますので、それ以上、たとえば一年といつたような手形は代金法違反でございまして、代金法適用になつておるケースであればさういふものは改めさせて、割り引ける手形に切りかえさせるような指導が必要かどうかと思つています。

○小柳勇君 まあ割り引ける手形では——ただ機械が、細部の問題についてもうちょっと問題がありますけれども、さういふのがたくさんあるんです。下請代金、下請企業じゃないんです。大きなメーカーの部分部分を新設して行くのだから。さういふと、そこにたくさんその関連事業というものはあるわけでしょう。さういふ人が仕事をしています。一年ぐらゐの手形で仕事をしています。おそらく中小企業も把握していないのじゃない

かと思つています。それはしかし、いま大手企業なども不景気ですから、中小企業としては仕事さえあればいいということですから、手形一年でも仕事をやらせてくださいということをやっていますけれどもね。

そういうものは、私も気のついたのは中金などにお願いをして、中金の融資などをいとお願ひしているけれども、法的には、いまの法律では何ともならぬようです。下請代金支払遅延等防止法にはかからぬと思うのですよ、同じ仕事を下請するのじゃないですか。新たに機械設備をやっているのですから。ただ大企業と中小企業との差があるだけで、下請じゃないわけです。大企業の設備を新設するわけですから。そういうものがたくさんありますから、それをがまんしながら中小企業の鉄工所などが仕事をしておるといふことで

これも会社としては大変なことですけども、高利を借りながら仕事をしていかなければならぬような現状ということも、実態は現地の通産局では把握はしていると思えますけれども、十分にひとつ氣にとめておいていただきたい。そんなものが倒産の原因になっていくわけです。余り手形が長いものですから高利を借りるわけです。そういうものも十分にひとつ氣をつけておいてもらいた

部分的にいきますとたくさん問題がございますけれども、時間がございせんから、問題をしばって質問してまいります。

近頃法ができてきた期間たちましました、言うならば、生き残る優秀な企業だけはどうん法律を適用されて、活用して生き延びていきますが、この法律、近頃法などの適用を十分知らない中小企業、零細企業もたくさんあるが、このPRの方法なりあるいは活用の方法に対して、各業種の団体などを通じてPRをやっておられると思ふけれども、もう少し本当に末端の方に行き渡つて、それじゃひとつこういふふうにしてもらおうかというふうなものが、もう少し活用方法を

出すことが必要じゃないかと思うのです。このりっぱな法律改正をいませることも必要ですけれども、それ以前に、もっと古い法律を適用する方にもっと知らせなければならぬ面があります。その点についてはいかがですか。

○政府委員(齋藤太一君) 確かに先生御指摘のように、中小企業関係は非常にいろいろな施策がございますけれども、なかなかPRが末端まで届かないという感じがございまして、さらにその点力を入れたいと考えておる次第でございます。

一つは、私どものテレビあるいはラジオその他パンフレット等を通じてPRと、それを府県の総合指導所等を通じてPRしていただいております。すほかに、これからは商工会議所、商工会におります指導員が全国に六千名配置をされております。こういったところにも政府が、中小企業庁がとっております各種の中小企業施策を流し流しして、零細な中小企業の方々にも、こういった施策が中小企業庁で十分にとられておるかということに浸透いたしますように、さらにそういった面での広報活動に力を入れてまいりたいと考えております。

○小柳勇君 ここに私は構造改善計画をやりました業種の四つの表を持っております。鋳物業、それから印刷業、酒屋の組合あるいは作業工具製造業。で、グループ化は進んでおるようでありまして、実際にこのグループに入りまして構造改善をやりました数というのは、わずかの数しか上がっていません。構造改善でももう少し積極的にやれば、各業種でもっと進捗するんじゃないかと思ひますけれども、五年間の実績を見ましても構造改善が進んでいない業種が多いわけです。この構造改善計画の進捗状態をとらえてこれからどういふふうにおやりになりますか、お考えを聞いておきたい。

○政府委員(齋藤太一君) 構造改善の進捗状況でございますが、五カ年間の構造改善期間が終了いたしましたものにつきまして進捗状況を見てみますと、この一、二年の不況で若干おくれしております

が、たとえばマッチ業の場合には九八・八%、それから酒屋さんの構造改善は一〇〇%進捗いたしました。作業工具で九五・二%、合板業界は一〇〇%、それからみぎ棒鋼で九一%というふうにおおむねこの五年の間に終了したものにございまして、所期の目的に近いところまで進捗を見ましておるやと考えておりますが、繊維関係がややおくれしております。綿スフ織物の構造改善は五四%、メリヤスが五三%というように、最近の繊維不況を反映いたしました。繊維の構造改善は当初の目標に比しまして大幅におくれしております。今後この構造改善につきましては、参加者の拡大と、それから当初の予定期間内に所期の目的を達成しますように、おくれぎみのものにつきまして

はさらに促進を図りたいと考えております。

○小柳勇君 たくさんありますけれども、時間がありませんから結論的なことをお聞きしたいのですけれども、官公需の受注の法律、下請代金支払遅延等防止法ができましたときにも、ちょうどこの委員会におりましたが、非常な熱意を持ってつくれたわけですね。ところが、実施状況につきましてなかなか完全になされてない。それは企業体的なものもありましようし、やはり親企業にお世話になってますから申告するようないこともなかなかできない、人間的なそういうものもありません。公取の人数ももちろん弱い。そういうことでありますが、しかし、この法律をもう少し厳正に適用してもらつて、いまの時期でありますから、特に官公需の発注をちゃんとすると、下請代金支払については遅延しないようにするとか、そういう指導なりあるいは監視なりぜひ必要だと思ふんですけれども、この際ですから、長官の決意を聞いておきたいのですが。

○政府委員(齋藤太一君) この不況下になります支払い条件が悪化する傾向にございまして、取り締まりの面では特に力を入れてございまして、昭和四十八年度は大体年間一万八千件ぐらいの調査を行いました。四十九年度につきましては二万二千件の調査をいたしております。そういった

と、やはり二千数百件の違反の疑いが出ておりました。悪質なもの、公正取引委員会に四十九年度に約八件ほど送致をいたしております。その他のものにつきましては、行政指導で改善方を指示をしまして、大体指示したものにございましては改善が行われたことを確認をいたしております。

ただ問題は、何しろ経済事犯でございます。六十日の期間内に金が払われていないとか、あるいは長期の手形が出ておる、こういったのが違反になるわけでございますが、いろいろ親事業者を調べますと、親事業者と申しまして、中小企業が親事業者である場合が非常に多いのでございまして、違反自体も中小企業の違反が八、九割になるようであります。つまり、資本金一千万以上の企業が一千万以下の企業に下請に出します場合に代金の適用がございまして、それで、資本金一千万から一億円までのいわゆる中小企業が非常に多数あるわけでございます。そういう方々の違反に至った事情を聞きますと、やはりもう一つ上の親事業者からの仕事が減ってきたとか、資金繰りがつかなくなったとか、最近の不況を反映いたしまして、中小企業である親事業者自体が資金繰りに苦しんでおるといふケースが非常に多いわけでございます。

こういう問題につきましては、一面で行政指導いたしますと同時に、やはり金融面の措置を講じまして、特に不況色の強い下請業種には優先的に政府系の金融機関からの資金を流す、こういうふうな措置をとりまして、極力違反の出ないようにならしてございまして、やはり基本は、早く景気が回復することがこういった問題の根本的な解決策になるわけでございます。一面で早く景気が進行されますように、各方面にお願ひをいたしておるところでございます。

官公需につきましては、実際の発注は各省庁なり公社、公団が行いますので、私どものほうはその督促役を担当いたしているわけでございますが、機会あるごとに各省庁お集まりいたしてお



できちつと、はつきりとれるような数字というものはまだ出ておりません。一―三月の輸入水準というものはわりあい高うございます。しかし、国内的な生産も去年に比べて一―三月の水準というのには相当高いというのが実績。それから業況等につきましても、現地の鹿兒島あたりでよく調べておりますが、そう極端に悪くなっているという……それは去年に比べては少し上がり気味だというような感じだろうというようにことを得ております。しかし、われわれ交渉の経緯を踏まえて、韓国側に忠実にその実施をやつてもらわなければならぬということで、数字的にも、あるいは税関でたとえば大島つむぎというのはどういう性格のものだということなどを区分けできるような勉強を、業界の方でもマニュアルみたいなものをつくつていただけるように要請をしたりして、順次確實にトレースをしていきたい。

全般的な繊維交渉の過程で、三カ月に一遍ぐらいは両国間で交渉をしようという大まかな合意を得ておりますし、何か特別な問題がありますればその都度やりましようということになりまして、来月にはちょうど三カ月に当たりますので、向こうの担当者にも来てもらい、それまでにわれわれいろいろ詰めた問題を、また、問題点になるようなことを整理をして、確実に大まかな合意に達しておる事柄の履行されているかどうか、また履行されていくように跡づけをしていきたいというのが今日までの状況でございます。非常に簡単でございますが、一応御報告いたします。

○理事(補正後君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。  
午後零時六分休憩

午後一時十一分開会  
○委員長(林田悠紀夫君) ただいまから商工委員会を再開いたします。  
休憩前に引き続き中小企業近代化促進法の一部

を改正する法律案を議題といたします。  
これより質疑に入ります。

○須藤五郎君 まず最初に私は、この十六日に経済対策閣僚会議で決められました第三次不況対策について、中小企業者の立場から若干の質問を行いたいと思ひます。  
インフレと不況の同時進行、すなわちスタグフレーションといひますが、この不況下の物価高の中で、中小零細業者がどのような状況にあつていまいかを求めているか、これはいまさら私から言わなくても、政府当局はよく御存じのことと思ひます。しかし、これまでのと申しますと、二月の十四日、三月の二十四日、二回にわたりますところの不況対策ですね、また今回の六月十六日、第三次不況対策が出ましたが、そのような中小零細業者に対しては、本當の意味での血の通つた施策となつていられるかどうか、私はいささか疑問に思つておるわけでございます。

今日、この厳しい経済情勢を招いたそもそもの原因は、政府の大企業優先の高度成長政策にあり、また、その破綻に伴う総需要抑制政策にあり、また、これは周知の事実でございます。その結果、昨年は企業の倒産件数も約一万二千件、一兆六千四百九十億圓、戦後最大と言われる記録を出しました。総需要抑制策による影響も大企業と比べると、中小零細企業の方がうんと早くからその被害を受けてまいりました。出口のないトンネルなどと言われ、先の見通しもなく、その日の生活をも心配しなければならぬという深刻な状態が続いておりました、とうとう最近、自殺者まで出てきたというような悲惨な状態でございます。このように中小零細業者の経営の実態は悲惨な状態なのでございます。しかし、今回とられた第三次不況対策を見ましても、そのほとんどが第一次、第二次と変わらぬ、この深刻な業者の要求に合ったものとは思われぬのです。もっと中小零細業者の実態に合った要求にこたえた、きめの細かい施策が必要と考えますが、この点につきま

【参議院】  
昭和五十年六月十九日

て大臣の所見をまずお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(河本敏夫君) 今回の第三次不況対策の一つの特徴は、中小企業に対して相當の配慮を払つているところにあると思ひます。中小企業の当面の問題は、體質の改善という、こゝろに基本的な問題があるわけであり、当面の問題といたしましては、やはり仕事をできるだけたくさんつくり出すということ、それから金融面による特別の配慮をするということ、大きく分けると、この二点に尽きるのではないと思ひます。

そこで、新たに仕事をつくり出すという面につきましましては、今回も公共事業の上半期の枠を相当繰り上げてございまして、御案内のように七〇%ということにしたわけでございます。昨年は上半期の契約高が五〇%でございまして、それを第二次不況対策で六五%まで増加させ、さらに今回七〇%ということにしたわけでございます。本年の公共事業の枠が昨年の繰り越し分も入れて約七兆八千億ということになっておりますから、五%の繰り上げということになりますと、相當大きな金額になりますし、さらにその波及効果等も考えますと相當な額になると思ひますが、特にその場合に、中小企業に仕事が回るように特別の配慮をすることにしたわけは、この官公需の中小企業に対する仕事の配分をできるだけふやしていこう、こういうことを文書によりまして明記いたしております。できるだけこの仕事の分野で配慮をしていこう、こういうことでございます。

それから第二点は、金融の面でございますが、金融の面では、文書にも載つておりますが、中小企業に対しては特別の金融配慮を払つていこう、金融対策を考へていこう、それは、市中銀行等民間金融機関による中小企業に対する融資を促進するということだけではなくして、政府系の三機関から特別の配慮を払つていこう、こういうことを特別に対策として明記をいたしておるわけでございます。

あわせて、中小企業の当面の問題は、昨年の年末以来いろいろ金融措置を講じておりますので、金融面では比較的私はその大きなトラブルなしに中小企業はきたと思ひますが、ただ、仕事がないために、金は借りられませんが、仕事をするにやうな金がない、金を返していきことができない。したがって、返済期日が来ますと返せない、こういう事態が各地で発生しておるわけでございます。

そういう場合には、政府系金融三機関におきましては特別の配慮を払いまして、返済猶予等については相談すると同時に、また、市中の金融機関等におきましても、そういう事態が発生いたしましたならば、通産省あるいはまた地方の通産局が中に入りまして、行政指導によりまして、できるだけ話し合いによつて返済期限を延長する、そういうふうなきめ細かい対策も配慮していくことにいたしております。万全ではございませんが、現時点においてできるだけ、仕事の面と金融の面とで中小企業には配慮を払つたつもりでおります。

○須藤五郎君 大臣は非常に心を尽くしていらつしやるような御答弁でございますが、しかし今日、大臣、金融だけでは救われぬということ、これも大臣もいま述べられたとおりのこと、これはもう中小企業の人には金よりも仕事と、こういうことを言っているような時代なんです、そこで私、一、二、三の問題についてその対策の具体的内容についてお聞きいたしたいと思ひます。

第一次対策から第三次対策まで三回にわたります、「官公需について、中小企業者の受注機会の増大に努める。」と、こういう政策をとつてこられたのか、その実効は一体どれほどのものがあったのか、五十年二月十四日の第一次対策を発表して以降に官公需の発注総額がどれだけあつて、そのうち中小企業にどれだけ回つたか、ひとつ答えていただきたいと思ひます。  
○政府委員(藤本一君) 官公需でございますが、昭和四十九年度の当初の目標は二八・七%で

ございまして、官公需の予算総額が五兆一千億でございまして、このうち一兆四千七百四十億を中小企業向けに回す、こういう計画で出発をいたしましたわけでございます。それに対して、先般四十九年度の十二月末で四月―十二月の間で中間的に集計をいたしましたところ二九・四％という比率になっておりまして、年度当初に立てました中小企業向けの比率よりも若干上回った結果になっておったわけでございます。けれども、私どもといたしましては、こういう不況の状況でございまして、さらに各省庁に馬力をかけまして、できるだけ中小企業の方に発注をしていただく、こういうふうな考えまして、去る二月四日と記憶いたしておりますが、閣議了解をお願いいたしましたので、年度末まで期間はわずかでございまして、さらに各省庁を奮励していただくようにと、こういうことを閣議了解をしていただいた次第でございます。ただいま四十九年度、年度いっぱい数字につきまして各省庁から御報告を願っております、集計中でございますけれども、まだ正確な集計ができ上がっておりませんが、大体三〇％前後に達する見込みでございます。

○須藤五郎君 何％。  
○政府委員(齋藤太一君) 三〇％前後に達する見込みでございます。  
○須藤五郎君 四十九年度は第三・四半期が二九・四％、そこまでは実際に調べた結果わかったわけですね。その後のことがまだ確たる数をつかんでいらつしやらない。大体三〇％ぐらいだろうと、こういうことなんですか、どうなんですか。  
○政府委員(齋藤太一君) おおよその数字はすでに集まつておりまして、いま精算中と申しますか、最終の細かい集計中でございます、きのうまで私聞いておりましたところでは二九・九五％という数字に相なっております。

○須藤五郎君 最初の計画が二八・七％というところへ数を置いて、それで二九・九五、この年度末には三〇％になるだろうという、そういう考え方は、そこにも私は非常な冷たさがあるように

にも思うんですね。大体そういうめどで中小企業に果たして救われるかどうかということですね。私はもっと高いところに置いて、衆議院の方でも私たちの党が言ったと思うんですが、われわれは少なくとも五〇％ぐらいは目標にしてやってもらわぬと困るということをおっしゃるは、私どもも、私にはそういう方向で行ってもらいたい。実際にどれだけ実績を上げたかどうか、まだ集約がはつきりできていないというふうな御返事が、やはり政府の姿勢を示しているように私は思うんですね。

本当に政府におきまして、官公需の発注を中小企業にふやすという姿勢があるのかどうかという点、私はどうもさつきからのあなたの発言でも、二九・九五あるいは三〇％を達成するんだろうというので、もう安心していらつしやるような印象を受けるんですが、それでは先ほども申しましたが、どうも中小企業を救うことができない。そういうように私は思っています、もう少し積極的な態度が政府に必要なんじゃないか、こう思います。口ではいろいろなことをおっしゃいますが、具体的に施策をやらなければ、中小企業は私には救えないと思うんです。

そこで、第三次対策での官公需の中小企業向け発注をどの程度考えていらつしやるか、伺っておきたいと思つております。官公需発注の総額がどれだけあつて、そのうち九月までの上半期分がどれだけあるのか、そして中小企業にはその何％を発注するのか、計画なり目標があればひとつ示していただきたいと思つております。  
○政府委員(齋藤太一君) まず、四十九年度の実績の問題でございますが、官庁の会計は四月末で全部締めしております、その集計をやっておりますので、二十八省庁それから公社、公団にわたつておりました膨大な金額でございますので、なかなか細かい集計がまだ間に合いません、正確な数字をきょう申し上げる段階に至つておりませんが、四十九年度につきましてはほぼ実績が出てまいりまして、集計をいたしておりますところでは

います。三〇％という数字は、過去十年ぐらゐの間に一回もまだ到達したことのない高いレベルでございまして、そういう意味では非常に各省庁御努力を願つたというふうな私どもは思つておるわけでございます。いま五〇％というお話がございましたけれども、地方自治体等のような場合と違つて、国の予算の場合には非常に大規模プロジェクトが中に含まれてまいりますし、特に電電公社とかあるいは道路公団、住宅公団等々、公社、公団、国鉄等になりますと、大口のプロジェクトが新幹線の工事等ございまして、なかなか技術その他の関係で、中小企業にもとまらぬ関係がございまして、中小企業にもとまらぬ関係がございまして、急激にその率を引き上げることが困難な事情もございまして、

その中におきまして、できるだけ分割発注をするとか、あるいは共同受注体制を中小企業にとらせるとか、指名入札の場合にはランク制をしきまして、上位ランクのものは小口の低位ランクの仕事には指名に加えないとか、いろいろな配慮をいたしましてこの三〇％というものを達成したわけでございます。特に中小企業向けの特定品目と申しましても、家具とか繊維品とか印刷等々のものでございまして、八〇％、九〇％という発注率になつております。それから、特に公社、公団の方が率が低いわけでございます、中央官庁の方は大体五〇から上の率に発注率があつて、このわけでございます。これは先ほど申しましたように、大型プロジェクトが少ない省庁と非常に多い省庁とによつてその率が変わつてくるわけでございます。

五十年度につきましては、ただいま鋭意各省庁、公社、公団と折衝中でございます、なるべく早くその目標を策定をいたしまして、閣議決定をして発表をいたしたい、かように考えまして、ただいま鋭意その詰めを急いでおるところでございます。すなわち、まだ今日段階では、五十年度の分につきましての中小企業向けの額が各省庁で最終的な確定に至つておりません。これは各省庁の

予算の内容全部につきまして、中小企業向けを出先まで全部にわたつて洗い上げますので、ちよつと時間をおかしたいたしたいと考えるわけでございます。  
○須藤五郎君 私、もっと具体的な答弁が得られるかと思つたんですが、具体的な答弁が得られない。結局、今回の政府の不況対策を見まして、中小企業者に対する政策は、官公需の中小企業への発注を増大することを見まして、何の具体的計画も目標もないというのが事実のように思われます。もっと私は真剣に、中小零細業者のためのきめの細かい施策が必要と考えるべきだと思いますが、先ほど大臣もそのようにおっしゃつたのではないのでしょうか、大臣、どういふことでございますか。

○国務大臣(河本敏夫君) 実は、この中小企業対策につきましては、総理からも何回か、中小企業に対する官公需の割合をもつとふやせないのか、こういうふうな御指示がございまして、その都度、私どもも改めていろいろ検討して見るわけでございます。先ほど長官が言いましたように、中央には中小企業のやれない相当大量の仕事がありまして、そういう仕事がちよつとふやますと、中小企業のパフォーマンスが一掃に下がつてくる、こういうことでございます。地方の県あるいは市などでは、七割程度のもを中小企業に回すというところは仕事の性質上可能であります、中央の方はなかなかむずかしいという何があるわけでございますが、しかし、仮にむずかしいような事態があつても、建設省の方などにもお願いしまして、分割してこれをやらせる方法はないかとか、いろいろな点を工夫をしてみたいと思つております。そして、少しでもふやしていこうというのが政府の方針でございますので、その点はできるだけのことをやつていこう、こういう姿勢のもとに進めておるわけでございます。

○須藤五郎君 ここに第三次不況対策なるものを私持っておりますが、この中にも「官公需について、中小企業者の受注機会の増大に努める」と、

こういふふうにかかれておるわけなんですか。私  
はどうかいふふうに増大に努められ、どうかいふふう  
な内容かというところまで聞きたいんですが、ま  
だそれはこれからのことだろうと思ひますから、  
これは追求はいたしませんけれども、この精神を  
本當に理解して、具体的な施策をどんどんと進め  
ていってほしいと思ひます。

これは政府のあれと比較になるかどうかわか  
りませんが、東京都の中小企業契約の実態を私に  
りました。これは四十七年度と四十八年度しかあ  
りませんが、工事契約につきましては昭和四十七  
年度は二千五百三十一件、うち中小企業に千八百  
五十三件、七三・二％が中小企業の方に回ってき  
ておるわけですね。それから四十八年度は契約件  
数が二千二百五十四件、そのうち中小企業には千  
七百四十件、七七・二％、こういふふうには中小企  
業に回される分が非常に多いんですね、パーセン  
トで。

それから、物品購入につきましても同じような  
ことが言えるわけなんです。四十七年度は契約件  
数が三千七百七十三件、中小企業に対する件数が千  
四百九件、四四・四％。それから、昭和四十八年  
度が三千八百八件のうち中小企業に対して二千四  
百三十七件、六四・〇％と、こういふふうになっ  
ておるわけですね。これほどのパーセントに政府が  
やることは困難かも知れませんが、自治体でもこ  
の程度中小企業に対して非常に気を使っ  
て、こういふふうな状態なんですから、政府当局  
は、この非常事態に對して少しでも少し私に積極  
的な態度をとっていただきたい、こういふふう  
に思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) いま大臣も御答弁申  
上げましたように、自治体の場合には小口の工事  
なり物品調達が多うございますので、中小企業向  
けの比率は四十八年度で全国平均六五％になつて  
おります。ただ予算規模の大きい東京都、大阪府  
等になりますと、金額で申しますと、大体中小企  
業向けが四五％でございます。東京都が四十八年  
度四〇％でございます。どうして予算が大きい

くなりますと率が下がってくるわけございま  
す。国の場合も件数だけで見ますと、件数の八  
〇％が中小企業向けに出ております。金額で申し  
ますと三割でございます。そういうことございま  
して、できるだけ努力はいたしておるつもりで  
ございます。

○須藤五郎君 こういふ時代ですから、特に大  
臣、中小企業対策に對して心を砕いていただき  
たいと思ひます。

それでは、中小企業近代化促進法の改正案に基  
づきまして少し質問をいたしたいと思います。

私は、中小企業の近代化そのものを否定するも  
のではありません。近代化しなければやっ  
けない面もあるというところはわかるわけござい  
ますが、しかし、それは中小企業の手で自主  
的、民主的にみずからの計画を持って近代化を行  
う、そうして、それに政府が助成をするというの  
でなければならぬと私は思つております。その  
計画が政府や大企業、また一部の中小企業の手  
によつてつくられ、それを多数の中小零細業者に  
押しつけるというのをやれば、これは中小零細  
業者のための近代化ではなく、政府や大企業、ま  
た一部の中小企業のための近代化施策と言わざ  
るを得ないと思ひます。

今回の近況法改正に当たりまして、私はそうい  
う観点から、法律に沿つて少し質問をしてみたい  
と思ひわけでございますが、まず、構造改善事業  
についてでございますが、この計画作成主体が商  
工組合等というように限られてゐるのは一体なぜ  
でございますか。新分野進出の場合は四人以上  
の事業協同組合でもできるのに、構造改善事業  
はできないことになっております。これは一体ど  
ういふわけか、説明をしていただきたい。

○政府委員(齋藤太一君) ある業種を構造改善業  
種として指定いたしました場合に、その業種全体  
の業種としての近代化と申しますか、構造改善を  
図らうというところがねらいでございます。その  
ために、その近代化構造改善計画にその業種に属  
する方々の過半数が参画をしておられるというこ

とを、私どもは構造改善計画を承認する場合の一  
つの要件にいたしておるわけでございます。過半  
数が参画をしておるような計画を立案するよう  
な組合ということになりますと、やはり全国ベー  
スの商工組合、工業組合とか商業組合ございま  
すとか、あるいは全国ベースの協同組合ないしはそ  
の連合会でございますとか、あるいは全国ベー  
スでございました法人、民法三十四条にあります  
社団法人とか、こういふものでないとなかなか全  
国ベースの計画の作成ができないのじゃないか、  
こういふふうに考えまして、そういうふうに限  
定いたしましたわけでございます。

構造改善の実施主体につきましてもっとソフト  
な形に緩めたらどうかという御意見もございま  
すけれども、私どもは、その構造改善計画が全体  
としてきちんとして遂行されますには、その組織が統  
性的なものであることが必要であると思ひます。  
保されるような組合であることが必要であると思  
ひます。そういふ意味合い  
で、商工組合ないしはこれに準ずるような組合と  
いうものを計画作成主体にいたしておるわけ  
でございます。

ただ、実際にはその計画に基づきまして運用さ  
れます内容は、企業の合同が行われまじたり、あ  
るいは何十というグループ化による協業組合、協  
同組合がその計画の中身として生まれてまいり  
まして、そこでそれぞれ気の合った中小企業の方が  
幾つか寄せられて、協同化等によりまして規模の利  
益の拡大を図つて共同発注、共同受注等をおやり  
になったり、あるいは能率のいい設備の導入を図  
つたり、そういうことが行われるわけございま  
して、計画の中身としては、その中に何十とい  
う組合がいろいろと入つてくるというよりも、中  
小企業者が幾つかグループを組んで、そのグルー  
プの集まりが商工組合による構造改善計画とい  
う形に出されてくるわけでございます。

○須藤五郎君 長官ね、中小企業の場合は、同じ  
業界の中でも地域的な特殊性や企業の規模の大小  
の差がある、同一にそれを見ることは私少し無理

があるように思ひます。しかし、計画は統一  
されたものであり、同じ目標を各業者に課せられ  
ることになっておるわけですね。これでは、その特殊  
性に合つた業者や力のある業者はその計画に沿  
つていくことができませんけれども、地域の特  
殊性を無視されたり、また、力のない業者にとりま  
してはそれが大きな負担となり、無理な設備投資を  
しいられたりする場合があります。そうして  
一時よくこれは言われた言葉ですが、近代化倒産  
というふうな状態に追い込まれていかざるを得な  
い。これでは私は、中小企業の近代化の促進とは  
言えないんじゃないかと思ひます。一方であ  
なたたちの考へているような目的がかりに達せられ  
たとしても、一方でこういふ近代化倒産とい  
うような状態が起こるといふのでは、本當の中小企  
業対策と言えないように思ひます。もつと中小零細業者  
の意見をよく聞いて、業者の自主性に基ついたき  
め細かい施策を要する、こういふふうには思  
つております。そういう点から、構造改善計画の作  
成主体につきましても、県単位の組合とか、四人  
以上の自由組合などもできるようにして、そうし  
て計画の承認についても大臣がやるのではなく、  
地域の特殊性を一番よく認識しておる都道府県に  
やらせるとか、また、市町村の意見を反映させる  
などの制度が必要だと考へますが、この点ど  
うでございますか。中小企業近代化計画につ  
いても、国が計画を定めるのではなく、同様の考  
え方でやつた方が、同様の考へ方というのはいま  
まで述べた考へ方ですが、実情に合つたもののでき  
るのではないかと、こういふふうには考へま  
すが、大臣、私の考へが間違つておりますか、ど  
うでございますか。

○國務大臣(河本敏夫君) この近代化計画は、私  
は中小企業を、産業全体のあり方を全国的な立場  
からやつぱり判断していくということも必要だと思  
ひます。特に今度の構造改善事業はいろいろ  
やり方をこれまでと変えておられます。これは私  
は適當ではない、やはり主務大臣が認可をする

とを、私どもは構造改善計画を承認する場合の一  
つの要件にいたしておるわけでございます。過半  
数が参画をしておるような計画を立案するよう  
な組合ということになりますと、やはり全国ベー  
スの商工組合、工業組合とか商業組合ございま  
すとか、あるいは全国ベースの協同組合ないしはそ  
の連合会でございますとか、あるいは全国ベー  
スでございました法人、民法三十四条にあります  
社団法人とか、こういふものでないとなかなか全  
国ベースの計画の作成ができないのじゃないか、  
こういふふうに考えまして、そういうふうに限  
定いたしましたわけでございます。

構造改善の実施主体につきましてもっとソフト  
な形に緩めたらどうかという御意見もございま  
すけれども、私どもは、その構造改善計画が全体  
としてきちんとして遂行されますには、その組織が統  
性的なものであることが必要であると思ひます。  
保されるような組合であることが必要であると思  
ひます。そういふ意味合い  
で、商工組合ないしはこれに準ずるような組合と  
いうものを計画作成主体にいたしておるわけ  
でございます。

ただ、実際にはその計画に基づきまして運用さ  
れます内容は、企業の合同が行われまじたり、あ  
るいは何十というグループ化による協業組合、協  
同組合がその計画の中身として生まれてまいり  
まして、そこでそれぞれ気の合った中小企業の方が  
幾つか寄せられて、協同化等によりまして規模の利  
益の拡大を図つて共同発注、共同受注等をおやり  
になったり、あるいは能率のいい設備の導入を図  
つたり、そういうことが行われるわけございま  
して、計画の中身としては、その中に何十とい  
う組合がいろいろと入つてくるというよりも、中  
小企業者が幾つかグループを組んで、そのグルー  
プの集まりが商工組合による構造改善計画とい  
う形に出されてくるわけでございます。

○須藤五郎君 長官ね、中小企業の場合は、同じ  
業界の中でも地域的な特殊性や企業の規模の大小  
の差がある、同一にそれを見ることは私少し無理



ましたり、パンフレットを作成したり、いろんな手段を使ってPRには努めておりますが、さらにPRには努力いたしたいと考えます。

○須藤五郎君 こういう制度があれば中小企業の人たちは助かるわけなんです。国と都道府県の無利子の設備近代化資金融資制度というようなことなんです。中小企業にとっては一番ありがたい私は制度だと思っております。このような中小企業が最も喜ぶ制度に対する普及率が、宣伝が行き届いていないので三四・四％、片方の卸や小売の方は二〇％しかこれを知らないという事は、これは何といつても私は政府の落ち度だと思っております。

○政府委員(藤原一郎君) 御指摘のとおりでございます。一〇〇％の人たちがこれを利用することができるようになるという事は、私は政府の責任だと思っておりますが、今後、これに対して大いに力を入れるということが約束できますか。

○須藤五郎君 次は、別な問題に入りますが、国税庁は見えていますか。——国税庁にお尋ねするのでございますが、納税者が青色申告か白色申告でやっているかどうかという事は、通常第三者が知り得ることがあるんですか。これは一体第三者が知り得ることがあるんですか。本人の口から別に、私は青でやっています、白でやっていますという事はだれにも言っていないけれども、第三者は知ることができないと思っておりますが、その場合でも第三者は知ることができるとは、

○政府委員(横井正美君) ただいまの御質問は、納税者のいわゆる記帳指導等に関する問題かと存するわけですが、私も、新規の青色申請者あるいは将来青色申告になろうというふうな御希望のある方等につきまして、記帳指導をいたすという事にはいたしておるわけでございます。その場合におきまして、指導機関といたしましては

しては税務署もございませうけれども、商工会議所、商工会等の税務署以外の機関もあるわけでございます。これは御承知のように、中小企業庁におかれましては、中小企業、零細企業の経営の健全化、合理化、あるいは近代化ということで、記帳能力の向上等についていろいろ施策を講じられておるところでございます。それが同時に、私どもの自主申告——適正な自主申告体制に合致するものでございます。そういうことから、記帳能力の向上につきまして、中小企業庁と私どもともに携えまして努力をしておるところでございます。

この場合におきまして、納税者の御意向を尊重しながら、適切な指導機関にお願いをして指導をしておるわけでございますが、その場合におきまして、新規の青色の方、あるいはまた将来青色になりたいという白色の方、これにつきまして関係の指導機関に住所氏名を連絡をする、こういうことが必要になるわけでございます。その場合におきまして、青色申告を今度申請なさった方であるとか、あるいは将来青色申告をやりたいという御意向を持っておられる方であるかというふうなことを、関係指導機関に通知をいたしまして指導をお願いする、こういうことになるわけでございます。そういう意味合いにおきまして、ただいま須藤先生御指摘の、青色であるか、あるいは新規の青色の方か、あるいはまだ青色になっていない方かということが商工会議所、商工会等に知れるということもあるわけでございます。

これをどう考えるかということでございますが、私どもはその方が青色であるか白色であるかということとは、納税者の方のプライバシーに関することではないというふうな存じております。またこれは、先ほど須藤先生の御指摘のございました中小企業の経営の近代化、これに資するものでございますので、そういう点からやむを得ないところだと、かように考えておるわけでございます。

○須藤五郎君 納税者が青色か白色かということ

は税務署はわかると思うんですよ。しかし、税務署以外の人が、あそこらうちは、あそこら商店は青色だとか白だということとは、本人の口から言わなければわからぬことですね。他の第三者が知ることができぬかどうかということですね。税務署はおそらくそれを扱っているんだから、それはわかることは当然だと思っております。そうでしょう。隣の商店の人が、本人が言わないのに、あそこは白だ、青だということは何からぬわけでしょう、どうですか。

○政府委員(横井正美君) 私どもの方から一般論といたしまして、あの方が青色である、あるいは白色であるという事を申すことは必要もございませんし、また、慎まなければいけないことだろうと思っております。しかしながら、ただいま私が申しましたように、中小企業、零細企業の経営の近代化、そのための記帳能力の向上ということには非常に大切な仕事でございますから、それをお願いいたしまする機関にしまして、その中小企業、零細企業の方が記帳能力があるのかどうか、記帳指導を要するかどうか、こういう点について御連絡をすることはやむを得ないことではないかと推して、同時に、それをいたさなければ記帳指導の近代化もできない、こういうことでございます。

○須藤五郎君 その税務署の考えは、おたがひでございますよ。本人がどうしたい、どうしてほしいという事を言っていないのに、何もそんなことを税務署がとかく本人のプライバシーに関することに立ち入ることは必要がないと私は思っております。そこで、もう一つ中小企業庁にひとつお尋ねしたいんですが、商工会議所が中小業者の納税について、青色でやっているか、また、白色でやっているかという事を知ることができるとは、私にはどうですか。この場合、納税者はだれにも、私は何色ですという事は言っていないんです。納税者本人は何も言っていないのに商工会議所がそういう事を知ることができるとは、どうですか。税務署

からでも知らされなきゃわからぬはずだと思っておりますが、そこはどうなんですか。

○政府委員(藤原一郎君) いまの御質問でございますが、一般的にはおっしゃるとおりだと思いますが、記帳指導するに当たりましては、実際には青色であるか白色であるかという事は、本人の方からのお話も当然あるわけでございます。しかし、記帳指導に当たっては、そういうことも当然配慮のうちに入るだろうと思っておりますが、なお、先ほど国税庁の方からも話ございましたように、記帳指導について国税庁と私どもと協力関係でやっておるわけでございます。御照会があるというふうなこともあられるわけでございます。その際には、そういう意味合いからわかってくるという事は当然かと思っております。

○須藤五郎君 何ですか、そうすると商工会議所に、本人がそれを報告する義務があるのですか。私のところは青だとか白だとか、そういうことを知らせる必要があるのですか、どうなんですか。

○政府委員(藤原一郎君) 別に本人に商工会議所がそれを報告を求める権限その他があるわけはございませんし、強制的にそれを報告させているというふうな実態はないかと思っております。ただ、現実問題として記帳指導の推進をやっておられますので、その過程で当然にわかってくることはあるという事を申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 それじゃどういう方法でわかるのですか、本人は言わないのにどうしてわかるのですか。

○政府委員(藤原一郎君) 本人が言う場合にわかるという事を申し上げたわけでございます。

○須藤五郎君 ここに一つの文書があるのですよ。これは姫路商工会議所から一業者に出した手紙なんです。本人は何も言っていないのです。姫路商工会議所が五月二十六日に発行したこれは文書です。会員の名前は特に気を遣って私は消しておきました。ちょっと読んでみますとこうなっております。「当会議所では、毎年青色申告者



青だとか白だということもだれにも言っていないのですよ。税務署は何だか親切ごかしで、親切な立場からやったというように言っていますけれども、本人はそんなこと迷惑千万だと言っているわけですよ、こんな受けることは。それよりも、第一こういうことを税務署がやるのが、商工会議所にあの人は青だとか白だとかということを知らせること自体が、これはやっぱり守秘義務の範囲に入る問題で、あなたたち守秘義務を侵していることになりはしませんか。どうですか、そうなんですか。

○政府委員(横井正美君) もし先生の御指摘のように、御本人の希望を全く聞かないで、税務署が一方的に指導の要ありと、その場合の指導機関は商工会議所が適切だということで商工会議所に御連絡をし、商工会議所がたまたま御指摘の文書を出されたということでごさいますならば行き過ぎでございまして、その点は訂正させたい、かように考えます。

○須藤五郎君 その点よく調べて善処してほしい。三月三十一日の参議院の大蔵委員会で共産党の近藤委員が、奈良税務署が納税者の源泉徴収整理番号を外に出したことを取り上げましたときに、磯辺国税庁次長は、今後そういった行き過ぎのないように是正すべきである、こういうように答弁していらつしやいます。今回のこの件につきましても、青色申告をしているか、白色申告をしているかということ、納税者が税務署でしかわからないことなどは、本当は、それにもかかわらず、姫路税務署は、商工会議所の毎年行っている青色申告者への記帳指導の対象としてこのような名簿を通知しておられることは、納税者の権利を侵害するものであると私は思うわけですが、本人が頼まないことをやりましたから、あなたもさつきそのとおりにやりました。本人が希望していない、言っていない、それを税務署がそんなことをやるのは出過ぎたことだとあなたもさつき答弁していらつしやる。また、このようなことを外に出

すということは守秘義務を侵すということになるかと考えるが、どうか。実際三月三十一日、磯辺次長は是正すると、いまあなたが答えたように同じ意味の答弁をしていらつしやるのです。

これは、一般納税者の守秘義務というものは、この前衆議院の方で田中さんの脱税したというところで、税務署がごんごん責められたときに、守秘義務があるから田中さんの税金については一切ノーコメントだ、答えることはできないと言ったのとわけが違いますよ。ちゃんとあれは田中さんが脱税している、不正なことをやっておるという事実があって、それを調べるために国会として田中さんの税を報告しろと、こういうことを言ったのです。だから、田中さんと同じようには考えていないのですよ。ああいう田中さんのような場合は、守秘義務を守らなくて堂々と国会に報告すべきものだと、私はそう思います。しかし、こういう場合は一般納税者は弱い、その人の守秘義務はやはり守っていくべきだと思ふんです。ところが、田中さんには守ってこつちの納税者は守らぬという税務署のやり方は、これはおかしいと思ふんです。

これは理屈に合わないじゃないですか。このようなことが実際にやられておる。国税庁は直ちにこの問題を調査して、こういうことをやめさせようには私は指導をすべきだと思ふんです。このようないことは全国的にも起こっていることを私は耳にしております。単に姫路税務署だけじゃないのです、全国的に起こっている。全国的にひとつ調査して、こういうことはやめさせようように、私は国税庁としてやってもらいたいと思ふんですが、どうですか、やりませんか。

○政府委員(横井正美君) 先ほどお答え申し上げましたように、納税者御本人の希望も聞かないでやっておったというふうなことでございまして、ならば適当でございせんので、これにつきましても、たまたま御指摘の姫路税務署を含めまして、全国の税務署を適切に指導したい、かように

考えます。

○須藤五郎君 最後に、中小企業庁にお聞きしますが、商工会、商工会議所が行っておる記帳指導、これは小規模企業に対してやられるものだと思いますが、どのようない目的を持ち、どういう方法でやられておるのか、本人が指導を受けたくないと言った場合は一体どうするの。

○政府委員(藤原一郎君) 記帳指導は御承知のとおり、経営の基礎でございまして、それから、小規模企業対策として行われますところの金融面あるいは税制面のいろいろな施策の基礎になるものでございまして、記帳につきましても、小規模企業政策の基礎として記帳指導ということは経営指導の根幹をなすものでございまして、したがって、記帳指導員というものを置きまして、商工会、商工会議所で記帳指導の推進をして、商工、商工会議所で行われます。もちろん、これは御本人の経営内容に立ち入ることではございまして、本人の意思を無視して、それに反して強制をするというふうなことはできるわけもございませぬし、事行われぬことはないと思ふんです。

○須藤五郎君 記帳指導の押し売りはしないという意味のお答えだと思ふんです。しかし、このアンケートを読みますと、こう書いておるんです。「貴殿に本指導を受けられるご意志が御ありかどうかを確認いたしたく、御手数ながら来る五月三十一日までに必着するよう下記アンケートにて必ずご回答下さいませよう願ひ申し上げます。尚、ご回答のない場合は指導を受諾されたものとみなします。それから、あらかじめご了承下さい」と、こういう文面なんです。そして、この文書の発送が五月二十六日なんです。本人の手に来るのはそれからやはり二日、遅くは三日ぐらいかかると思ふんです。

それで、五月二十九日ごろにまあ着いたと思ふんです。これでは返事の出しようがないわけです。出しても、向こうが、商工会議所が指示した五月三十一日までに必着するよという文面、着かね場合だつて起こってくる。着かねれば承

諾したものと認めますというの、一方的な私は押しつけたと思ふのです、こういう文面は。本人は私に、こういうことを言われても、返事の出しようがないと言ふのです。私は商工会議所のやり方は、有無を言わずとにかく青色申告を押しつける、こういうやり方は余り好ましいことではないです。こういうやり方は余り好ましいことではないです、このようないことはやめさせた方がよい、やめさせるべきだと私は思うのですが、どうですか。

○政府委員(横井正美君) いまお話のございました具体的な案件、確かにそれとおりでございまして、日程等につきましては無理があるかと思ふます。事務的な問題としてはやや無理のあるケースでございまして、そのようないことはいいようにいたさせたいと思っております。

ただ、記帳指導につきましては、やはり先ほどから申し上げておりますように、小規模企業の経営指導というものの根幹をなす基礎的なものでございまして、政策としては積極的に進めていかざるを得ないものであらうかと思ふます。ただ、本質的に個人の意思を尊重すべきものでございまして、強制にわたるようなことではないようにいたす必要があらうかと思ふます。

○須藤五郎君 最後に意見です。税務署は、本人が希望してなければこういうこととはやらないと言つておる。税務署がやらなければ商工会議所はわからないわけですね、こういうことは。ですから、そういう無理なことは本人の意思をよく聞けるように、時間的にもっと余裕のあるようにやはり処理すべきもので、返事がなければもう承諾したものと認めますよというふうな高圧的な文書は、私は好ましい文書じゃないと思ふます。そういう点これからよく注意をしてやってほしいと思ふます。税務署もどうぞ気をつけてください。

○藤井恒男君 最初に大臣に、今回の第三次の不況対策についてお伺いするわけですが、今回の第三次不況対策は、需要を創出して本格的景気浮揚を図るといふかけ声をもとに提示されたものでござい

ざいますけど、第一次、第二次と同様に、物価と  
のからみ、総需要抑制という枠の中の対策の域  
を出ていないと私は思っております。第一次、第  
二次の不況対策は実質的效果が現在出ていない。  
その証拠には、景気はおおむね三月で大底をつ  
いたというのが一般的な観測でございますけど、  
産業界の操業率は依然として悪く、企業の固定費  
圧迫は想像以上でございます。需要の伸びもな  
いし、主要企業は依然として水面以下の経営状態  
に呻吟しているわけでございます。いまの状態で  
ございまして、企業それ自体にみずからの浮揚力  
が欠落しておりまして、私は深刻な状態を迎えて  
おると思ひます。たとえば合衆のある企業では、  
半期経常で七十億の赤字を現に出しておるし、あ  
るいは同じく合衆のある企業では、期中の金利が  
百四十億というような状態のところもあるわけ  
です。景気刺激目標をはつきりさせ、需要を創出し  
なければ、私はむしろ物価政策といった面から見  
ても、このままの状態はマイナスの効果も及ぼす  
であらうということを懸念するわけでは

一次、二次といひ、まあ今回の三次も私は同じ  
だと思ひわけでございますが、俗っぽい言い方  
で、二階から目業を差すという言葉があるわけ  
けど、いかにも不況対策というものが微温的で、  
まあ表現が悪いかも知れませんが、お役所的な  
施策である。需要を創出する、そして景気浮揚を  
図るという政策をいまの時点で打ち出すために  
は、小出しな政策ではなくて、もっとドラスチッ  
クな政策が必要であらうと私は思ひわけです。企  
業の金利負担の軽減を図るといふ意味において、  
今回の第三次不況対策は適確であるかどうか、ま  
た、河本通産大臣御自身が、今度こそ思い切った  
ものをすると言っておられたわけでございますし  
て、当該大臣として、今度の第三次不況対策とい  
うもののできばえというものをいかに考えておら  
れるか。あるいは、この需要創出効果というものが  
今度の第三次不況対策で具体的にいつごろあら  
われてくるものと思っておられるのか、この辺の  
ところをまずお伺いしたいと思ひんです。

なほ、私はいまのような第三次不況対策である  
なら、早晩第四次不況対策を立てざるを得ないと  
いうふうな思ひしておりますし、一般的な産業界の  
声もそこにあるというふうな思ひわけでございます  
して、この辺について大臣のさくばらんも現在の  
の御所見をお聞きしておきたいと思ひわけです。  
○国務大臣(河本敏夫君) ます、現在の経済の動  
向でございますが、要点だけを申し上げますと、  
鉱工業生産は、一年前に比べて約一五%落ち  
込んでおります。一年半前の石油ショックが起  
りましたときに比べておおよそ二割落ち込んで  
おる、こういう状態でございます。  
いま三月に大底をついたというお話がございま  
したが、いろいろな経済指標から判断をいたしま  
すと、確かにそういうことが言えると思ひます。  
大底をついたということは言えるのであります  
が、しかし、何分にも落ち込みが非常に深いわけ  
でありますから、大底をついたと言ひましても、  
不況の現状は非常に深刻である、こういうことが  
言えると思ひ思ひわけでございます。そして、こ  
の三月、四月は比較的これでよくなるのかなあと  
いうふうな数字が出たわけではあります、どうも  
五月ではもうひとつ予定どおりこれが上向かな  
い、こういうふうなこと等もありまして、私ども  
も景気の動向に対して大変な心配をいたしてお  
るわけではあります。

従前の不況でありまして、この自力による浮揚  
力も相当ありますし、まあ若干の誘い水をすれば  
だんだんと浮揚していくということも言えたわけ  
であります。現在、国民消費は御案内のよう  
な状況でございますし、貿易は均衡縮小というこ  
とで輸出も減る、輸入は大幅に減つておる、こ  
ういう状態でございますし、それから民間設備  
投資は全然意欲が減退しておる、こういう状態  
でございますから、ちょっとやそつとの刺激ではな  
かな浮揚しない。しかも国民経済全体の規模と  
いうものは、ことしはおおよそ百六十兆円と想定を  
いたしておりますので、相当思い切った需要喚起  
というものが必要であらう、こういう考え方のも

とにいろいろ対策を立てたわけでございますが、  
まあ財政事情等もあり、いろいろな関係から、御  
案内のような去る十六日に発表いたしましたよう  
な内容に落ちついたわけでございます。  
当初通産省が考えておりました需要喚起の規模  
から考えますと、相当規模が小さくなっておりま  
す。しかしながら、現在政府部内の意見の調整と  
いたしましては、いろいろな意見もございまして  
でまあ万やむを得ない、こういうふうな考えま  
して、この第三次景気対策によりましてどうい  
うな景気の動きに変わりますか、その動向等をも  
うしばらくの間見守つていきたい、こう思つてお  
ります。

ただ需要喚起は、計算方法にもよるのですけれ  
ども、一兆六千億ないし二兆円と、こういうふう  
に計算をいたしておりますので、相当な刺激にな  
ることは事実だと思ひます。それからなお、具体  
的には書いておりませんが、金利水準を引き下げ  
るとか、そういうような金融対策等に対しても触  
れておりますし、それから文章には明記してあり  
ませんが、貿易政策も、貿易政策をいまして、輸出、  
輸入の現状から考えまして何らかの積極的な対  
策が必要である、こういう発言を私もその席上  
いたしまして、そして座長である副総理から、その  
とおりであるから、貿易対策に対しては、この文  
章にはないけれども、特別に関係各省で至急に具  
体策を相談するようにと、こういう御指示もござ  
いまして、あの文章とは別個に貿易対策を積  
極的に考えてみたい、こういうふうな考えており  
ます。

そういうことでございまして、現段階では、  
政府としてはやれることを相当やった、ただし  
し、効果については、もう少し様子を見ないとど  
の程度効果があるかわかりません。そこで、通  
産省といたしましては、三ヶ月ぐらい今後様子  
を見まして、どの程度影響が出てくるか、産業  
の状態をつぶさに調べてみたい、そして今後の  
経済運営の参考にするためにいろいろ分析調査を  
したい、フォローアップしたい、こういうふう

考えておるわけでございます。  
○藤井恒男君 鉱工業生産それ自体を見れば、い  
まお話にありましたように、オイルショック前か  
ら二割ほどダウンしておるといふお話ですが、産  
業界全体を包み込んでおる雰囲気からすれば、大  
体三割ぐらいいましておるのじゃないかとい  
うのが、私は産業界の持つておる実感じゃないだ  
ろうかというふうな思ひわけです。大臣は閣僚で  
ございまして、なかなか物が言いくいかもわか  
らないけど、恐らく通産大臣それ自体裸にな  
って、皮をむいて物を言えは、恐らく、こんなこと  
じやいままの産業界の事態に照らして間尺に合わない  
というもどかしさをお持ちであらうというふう  
に私は思ひわけなんです。そういう気持ちがあ  
れば、私はさくばらんに先々のためにも聞かして  
おいてもらいたいと思ひわけでございますが、貿  
易の状態は縮小均衡の状態にある、したがって八  
項目の文章表現はないけど、何らかの措置をとる  
ということでございますが、輸出環境は非常にタ  
イトであるし、需要の状態から見ると輸入が激減し  
ておるといふ状況の中で、具体的に貿易対策をど  
のようにして対処するのか、その辺ももう少し突っ  
込んで私は聞かしてもらいたいと思ひわけです。  
それから、需要の喚起策にしても、数字で一兆  
六千億あるいは二兆円というふうな言われるわけ  
けど、現実の問題としてこの施策が施行され  
て、需要が喚起されるというのには大体いつごろ  
なるのか。三ヶ月ぐらい様子を見てみたいとい  
うお話もあるわけけど、産業界で需要が喚起さ  
れ、荷動きがもう少し活発になってくるという状  
況が生まれてくるまでの間、手をこまねいてお  
いて構わないものであるか否か、私はかなり深刻な  
ものを感じておるわけでございます。その辺の  
ところをもう少し聞かしてもらいたい。

それともう一つは、いまの状態を続けてい  
けば物価が一けた台にならなければならぬし、そ  
れが最も重要な要件であるという形での不況対  
策ももどかしさを感じておるわけけど、時期を  
失すればむしろ物価を押し上げる要因がそこにあ

るから、総需要抑制という枠の中の対策の域  
を出ていないと私は思っております。第一次、第  
二次の不況対策は実質的效果が現在出ていない。  
その証拠には、景気はおおむね三月で大底をつ  
いたというのが一般的な観測でございますけど、  
産業界の操業率は依然として悪く、企業の固定費  
圧迫は想像以上でございます。需要の伸びもな  
いし、主要企業は依然として水面以下の経営状態  
に呻吟しているわけでございます。いまの状態  
でございます。企業それ自体にみずからの浮揚力  
が欠落しておりまして、私は深刻な状態を迎えて  
おると思ひます。たとえば合衆のある企業では、  
半期経常で七十億の赤字を現に出しておるし、あ  
るいは同じく合衆のある企業では、期中の金利が  
百四十億というような状態のところもあるわけ  
です。景気刺激目標をはつきりさせ、需要を創出し  
なければ、私はむしろ物価政策といった面から見  
ても、このままの状態はマイナスの効果も及ぼす  
であらうということを懸念するわけでは

るのではないだろうか。いまのまま続いているわけば企業としてはどうしようもないわけですから、結局は物価を、価格を操作しなければ帳面が合つてこないわけですよ。そういう方向にむしろ火をつけておろさないとだめか。何か私はそういう面で、アメリカやあるいは西ドイツあたりの施策に比べて、わが国の施策というものがいかにも後手後手であるし、そして用心し過ぎて、ほうほうな状態ではないか。この辺のところをもう少し私を感じておるので、ざつぱらにその辺のところを一括して聞かしてもらいたいと思います。

○国務大臣(河本敏夫君) 一年半前に比べまして、鉱工業生産が二割落ち込んでおるといふことを申し上げましたが、御指摘のように、現有の設備がどの程度動いておるかということになりますとこれはまた話はお別でございまして、いまお話がございましたように、平均いたしまして七割前後しか動いてない、こういう感じでございます。いろいろ統計から考えましても、大体はほぼその数字が出てくるのではないかと思います。

それから、貿易の問題でございますが、まず輸出貿易につきましては、いま検討しております対策は、一つは、輸出保険の問題をどう取り扱うかという問題、それからさらに輸出入銀行の金融の量、それから条件等をどういふふうにやっていくか、こういうふうな問題について関係方面といま検討をいたしております。

それから、輸入の問題につきましては、発展途上国、特に東南アジアからの輸入が非常に減つておるわけですよ。概括的に申し上げますと、OPEC諸国との貿易は、日本が約百五十億ドルほどの輸入超過になっております。ことしの貿易は縮小均衡でありますけれども、輸入が激減して輸出が少し減るといふ傾向でございますから、大体貿易上の黒字は百億ドルぐらいで済んだ。しかもOPEC諸国だけで百五十億の入超でありますから、OPEC以外のところに対しては日本は二百五十億ドル以上の出超になるわけですね。そういう関係もありまして貿易上問題点が非常に大きい。

これを放置いたしますと、トラブルが表面化する危険性が多分にあるわけでございますので、特に東南アジアは輸入が激減をいたしましたので向こうも大変不景気になっておりますし、不景気になれば日本の品物を買ふ能力も減つてくる、悪循環になってくる、こういうことになっております。そこでこの第一次産品を中心としてもう少し輸入をふやす方法はないかということが、輸入問題で検討をいたしております一つの大きな主眼点でございます。いずれにいたしましても非常に貿易全体が重大な問題をはらんでおりますので、これを世界経済全体との関連におきましてどういふふうに解決をしていくかということが、非常に大きな課題でなろうかと思ひます。

それから、物価の問題をお話しになりましたけれども、稼働率が設備に対して七割である、こういうことになりまして、日本の雇用条件といふものは終身雇用制でございます、とにかくもうどうにもならぬといふところまでは首を切らないで、労働力を抱え込んでおるといふ状態でありまして、アメリカなどの労働事情とはちよつと違ひますから、統計のとおり方などもよほど気をつけなければならぬと思ひます。いまはそういうことで、実際は不要の労働力を大量に抱え込んでおつて、しかも七割の稼働率といふことになりまして、そのためにコストが非常に高くなつていす。稼働率を上げればコストは下がるわけでございます。

それから金利水準は、いま御指摘がございましたように、アメリカやドイツのように機械に行動できない、機動力がちよつと弱い、こういう感じは免れないと思ひます。もうすでに両国とも数回にわたつて果敢に金利政策、公定歩合の引き下げをやりましたが、日本はなかなかそれについていけません。日本はなかなかそれについていけない。しかも国際的な金利水準と比べますと、日本の金利水準は非常に高いわけでございます。いまユーロダラーの金利などは、いっときは五、六%まで上がつておりましたが、最近是非常

に下がつて五、五%までぐらゐ下がつておる。そういう実情になかなかついていけない。そういう意味で国際競争力も弱つておる。だからどうしても稼働率を上げて金利水準を外国並みに引き下げていく。こういうことが必要でありますけれども、それについていま御指摘のように必要な手が打たれたのかどうか、こういう御質問でありますけれども、私は十分であるといふことは、これは先ほども申し上げましたように、百六十兆という国民経済の規模に対して二兆という需要の喚起、これが他の条件がいい、貿易の状態もいい、それから国民消費の動向もいい、それから民間設備の状態もいいといふときに二兆円出すということであれば、それが誘い水になって景気が上昇すると思ひますけれども、ほかの全部が悪い、全部が水びたしの状態になっておる。そこへ二兆円といふものをこんな大きな国民経済、百六十兆といふものに対して出すわけありますから、その効果を誇大に宣伝することはちよつとむづかしいと思ひます。

ただし、やらぬよりはましでありますし、それからやはり、GNPに換算いたしました以上は、いづれにしても押し上げる要素等もありませんので、とにかくいまの政府の財政的な立場から考えまして、一応やれるだけのことをやつたわけでありまして、ここでもしばらくの間様子を見て、また必要とあらば次の手を打つていくということ、先ほど申し上げましたように、ほぼ三カ月後にも一回つづき実態調査をしてみたい、こういう考え方をいたします。

○藤井恒男君 まあ言葉じりを私とるつもりはござらぬわけですが、やらぬよりましといふみじくもおつちやつたように、私は、いづれにしたつて非常に深刻な状態であるといふふうには思ひます。幸いわが国の労働問題にしても、終身雇用という面では支えられて、大手などではまる抱えの状態を続けておるわけだけども、しかし、これとても一時帰休なども現にやつておるし、中小あたりに行きますと、たとえば今度の一時金の妥結結果な

どが新聞などで報ぜられておるわけだけども、これはあくまでも表面であつて、内実は全部手形ですね、ある意味の。前回の春の賃上げにしたつて、妥結した証文は明確にある、協約書は。しかし、実際はそれは払われていない、これが中小企業の実態なんです。

だから、全部そこで働いておる労働者といふのは見せかけの賃上げであつて、実態賃金は昨年からずつと据え置きた、一時金も全部できたときの出世払いだといふ状況の中に置かれておるわけですから、これはもう産地に行けばすぐわかる。次官のところなんかそうでしょう、石川の産地なんていつたらもう中小企業がいっぱいあるわけだけども、大体その傾向ですよ。表面でじつと見ておると実態が違つておるから、その辺で私はやつぱり通産大臣、もう少し大蔵省などにも産業界の実態といふのをもつとつまびらかにするように努力しなければいかぬ。

そのためには、関係であるがゆえに現在できたところの三次不況対策といふものを擁護するといふ立場もそれは必要かも知れぬけれど、しかし、この点はだめなんだ、こうしなればいかぬのだといふことは、やつぱりはつきり国民の前にも私は示すべきであらうと思ふんです。そのことによつて産業界にも息吹も沸いてくるし、あるいは目標設定といふことも可能になると思ふ。それが一次であり二次であり、ああいつた不況対策、三次もまたそれに右へならぬ式でいき、やれるだけのことやつておるんだからしばらく様子を見ようといふだけでは、先々どうなるのだと。経済界では思惑というのが一番こわいわけなんです。どのように私は事態が急変していくかわからぬといふふうには思ふわけですよ。そういう意味で、もう一度くどいようだけども大臣の所見をお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(河本敏夫君) たまたま四十九年度の国の歳入が八千億ばかり不足したということ等の事情もついで先般起きたばかりでございますので、そういうことからもう少し財政等の動向も見守り

たい、こういうことも一つは確かに制約になったと思ひます。ただし、幸いなことには、国民消費は落ち込んでおりますが、それにも増して貯蓄の方が、特に少額貯蓄の方が激増しております。でありますから、この少額貯蓄といひましても、これは主として郵便貯金でふえておるわけでございますから、私は、こういうふうな財投関係の原資というものをもう少し動向を見た上で今後大幅に活用する道が開けてくるのではないかと、こういうふうにも考えるわけでございます。

そういうことでございますから、もう二、三カ月もたちますとそういうふうな財投の原資の動きがどうなるか、それから國の財政収入がどういふふうになるか、そういうふうなことも等もまた明らかになると思ひます。でありますから、今回の第三次対策といふものは、決して私は十分であるとは思ひませんが、しかし、第一次、第二次に引き続きましてこの第三次対策を行い、さらに先ほど申し上げましたような貿易対策なども別途これをやっていく。こういうことをやりますならば、ある程度のやはり効果は出てくる、こういうふうにも思ひます。

そこで、くどいようですが、政府の方でいたしましたも、景気の動向には非常に重大な關心を持っております。これは雇用問題という問題も背後にはあるわけでありまして、それから海外に対する、発展途上國に対する経済援助という問題も経済成長いかによつては左右されますし、あるいはまた、三木内閣の一番の基本方針であります社会資本の充実であるとか福祉政策、国民生活の向上とか、こういうものもやはりこの経済の動向によつて左右される、こういうことでございまして、総理初め各閣僚が非常に重大な關心を持っておりまして、もう少し景気の動向を見守ろうということになっておりますので、二、三カ月たちましたならば、十分な調査をいたしまして、必要とあらば遅滞なく次の手をもう一回打たなければならぬ、こういうふうにも考えておるわけでございます。

○藤井恒男君 三カ月というのを固定した考え方をせずに、事態をよく注視していただいて、もしはかばかしくいかぬような状況が見られるならば、時を失することなく果敢な手を打っていただきたい、こういうことを強く要望しておきたいと思ひます。

長官は三時からちよつと出られるわけですね。

○政府委員(齋藤太一君) おります。

○藤井恒男君 そうですか。

長官、いま大臣との間に今度の第三次不況対策をめぐる質疑を行ったわけですが、中小企業という立場から見ると、おおよそ三年間にわたる厳しい景気の引き締め、不況の中で、中小企業がかつてないほどの大きな打撃を受けておるわけですね。一つの例として、いまたとえば中小企業に働く人たちの賃上げとか一時金というのが、新聞などで報ぜられておるとは違ひ、これはみんなたな上げされておるのだと。言つてみれば、まあ空の証文みたいなものだというふうにも申し上げたのです。これはもう事実なんです。

こういつた実態の上に立つて、中小企業容易じやないわけですが、長官として、最近の中小企業の不況をおおひでおる動向と、それから今後の中小企業の見通しなどについて、概括的にお話を聞きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤太一君) 中小企業の場合には、大企業以上に今回の不況の影響を受けておるやうに私は見るわけでございまして、大企業と中小企業と分けました工業生産指数をとつておられますけれども、この三月で中小企業の生産指数は、四十五年を一〇〇としたしまして九八でございまして、四十五年よりもつと前の水準にまで落ち込んでおるわけでございまして、大企業の場合には、この三月は一四四という指数でございまして、昭和四十七年ぐらゐの水準かと思ひます。

同月比でマイナス五割ぐらゐの価格水準でございまして、ところが、大企業の製品について見ますと、下がつたと申しましても前年同月よりもまだ高い水準でございまして、ことしの三月で、大企業の製品は前年同月比五割高、中小企業はマイナス五割、こういうふうにも明暗が分かれておるやうなことで、非常に中小企業の影響が大きかつたわけでございます。御承知のように、倒産が毎月このところ八百件から九百件出ておりますけれども、ほとんどは中小企業の倒産でございまして、資本金一億円以上の倒産はこの中で大体毎月二件ないし三件でございまして、残りは全部中小企業でございまして。

こういう状況でございまして、特に中小企業につきましても、もともと力の弱いところに不況の影響のしわを非常に受けておるということで、政府としても、この中小企業の受けておる不況を救済するために特に手厚い施策が必要であるやうなことを考へる次第でございまして、そのために、特に従来は金融面に力を入れて、各種の政府系金融機関の融資の増額でございまして、あるいは民間の中小企業救済特別融資制度の適用でございまして、あるいは信用保険の面におきまして不況業種の指定制度を活用いたしまして、現在、製造業のほぼ半分に当たる業種を不況業種というふうな指定をいたしまして、信用保証を倍額まで受けられるという制度を適用してまいつておるわけでございまして。

ところが、最近中小企業も金よりも仕事というところで、特に需要を喚起するような施策をとつてほしいという要望が強いわけでございまして、そういう趣旨を体しまして、最近の一次、二次、三次にわたります不況対策におきましては、大臣から申上りまします不況対策におきましては、住宅金融公庫の融資の増額によりまして住宅建築の促進、あるいは公共事業の契約の繰り上げとか、あるいは公害防止投資の促進でございまして、かといつたやうなことを通じまして、まあ回りめぐつて

これらの仕事は中小企業に相当部分が回つてくるわけでございますので、こういう仕事をふやすことによりまして、一日も早く景気回復を図りまして、中小企業の苦況を救うようにいたしたいと考えておるところでございます。

○藤井恒男君 中小企業に対する資金の融資という形が年末までを通じてしばしば行われ、まあ大変中小企業もその面では喜んでおるわけですが、いま長官おっしゃつたやうに、いまの状態じゃ資金需要が減少したというよりも、むしろ仕事をくるといふ意味での声が非常に強くなつておるわけですね。その面において、勢い今回の不況対策においても中小企業の官公需の受注確保の問題、あるいは中小企業それ自体の需要を喚起するための施策といふことが論ぜられなければならないわけですが、この点については、先ほど来各委員の方から質問があり、詳細な答弁があつたので、私は重複しませんが省略します。

一つだけ聞いておきたいのは、金融措置ということと同時に、中小企業の中から返済猶予をしてくれ、いわゆる既往の償還猶予ですね。そういう声が非常に強くて、これについてもしばしば、画一的じゃないけど、ケース・バイ・ケースという形で措置されてきたと私は承知しておるやうな形でございます。非常にこのことは即効性があつて、中小企業にとつてはありがたい施策であるわけだけれど、たまたま私、中小企業の懇談会に出た折、質問を受けて当惑したんですが、たとえば商工中金の場合に、政府の施策に基づいて償還猶予を行う場合には、新規契約を結ばされる。新規契約を結ぶ場合には、九・六割を上限としてそれまでの金利の百分以内で新規契約を結ばされるんであると、これは政府系公庫の他の二機関とは違ひ特殊な措置ですね。通産省で言う場合には、政府系三機関について既往の償還猶予を行うんだというふうな発表が新聞にもばつと出るんだけれど、商工中金の場合には、償還猶予はやりませんが金利上げなさいよと、これではちよつと不都合じゃないだろうか。商工中金とたとえば国民金融公庫との性格の違いとい

うものもある意味ではわかりませんが、政府系三機関が償還猶予を行うというときに、商工中金だけがまだ延ばしてやるけど金利は上げますよというふうなことは、私はおかしいというふうに思うわけで、この辺の実態がどうなっているか、聞かしていただきたいと思っております。

○政府委員(齋藤太一君) 最近の中小企業の苦境からいいますと、過去の借入金返済に非常に困難をいたしておる向きが多いわけでございます。返済猶予の要望が非常に強まっております。これにつきましては極力弾力的に対処いたしました。ケース・バイ・ケースでございますけれども、窓口で審査をして、もっとも考えられる苦しいような状態の場合には極力返済猶予を行うように、政府系三機関を指導をいたしております。それは単に三機関だけでなく、市中銀行等でも三機関の窓口をいたしております直接口でない向きにつきましても、よくその趣旨が徹底するように指導をいたしております。いわゆる代理貸しにつきましても、そういう指導をいたしております。ところでございます。

ちなみに、昭和四十九年度の返済猶予は総体で約三万行いまして、金額にいたしまして千六百億強になっております。その中で、商工中金の返済猶予額は約八百億でございます。ただいま、返済猶予をした場合の金利がどうなっているかという御質問がございましたけれども、全く政府資金で運用いたしております中小企業金融公庫と国民金融公庫につきましては、原則として当初貸しましたときと同じ金利で猶予分も継続をいたしております。商工中金につきましては、返済猶予と申しますか、期限を延ばします場合には、その延長する時点の商工中金が採用いたしております金利に切りかえることを原則とする、こういうたてまを商工中金はとっております。その理由は、まるまる政府資金に頼っております。二つの国民公庫、中小公庫と違っています。商工中金の場合にはその使っております資金が、御承知のように八割は自分で調達をいたしました、い

わゆる「ワリショウ」、「リッショウ」という債券を発行いたしまして、それによりまして貸し出しの原資を調達をいたしておりますので、その分が金利水準が上がってまいります。原資がコスト高になってまいって行くわけでございます。こういった政府の出資分でない、商工中金が自分で調達します資金が全体の八割ございまして、そのために、延長いたします場合にはその時点の金利でないとなかなか採算上苦しい。

こういう事情がございまして、原則としてそういった貸し出し、この返済猶予を行います場合は、その時点での商工中金の貸し出し金利というものも適用するたてまをとおしておりますけれども、現実には一挙にそこまで上げますと、非常に金を借りております中小企業に影響が大きいとき、特に相手が零細でしかも経営が悪化しておるとか、災害等の特殊事情があったとか、こういう場合には格段の配慮をいたしまして、現実には商工中金がとっております貸し出しの金利水準よりもさらに低い水準を適用するとか、ケース・バイ・ケースでいろいろ弾力的な措置はとっておりますけれども、国民公庫とか中小公庫のように、一番最初の貸し出し時点での金利をそのまま継続するというわけにまいらない事情がありますことを、ひとつ御了解いただきたいと思っております。

○藤井恒男君 これは私、直ちにこれを訂正するということは困難かと思つたわけだけれど、商工中金の場合といえども、全くこういう平常時において個々の企業の都合によつたとえ償還猶予する、これは市中銀行だつたことだと思つたので、したがって、そういう場合には、そのときその銀行との話し合いによつていろいろなケースがとられたつたこれはやむを得ないことだと思つたわけだ、一連の政府政策に基づく形として償還猶予を行うのだ、中小企業については政府系三機関が行うのだという施策をとるときには、私はやっぱりこの措置はちょっとおかしいと思つたので、その辺の使い分けが必ずあると思つた。本当に自己都合によつて行うときは、これはもう

私は何をか言わんやだと思つたけれど、政府が、たとえばオイルショックによつてこういう状況になつておるのだから返済猶予をやりますよというお墨つきでやつておるわけですから、この点は、やっぱり中小企業としてほつきり施策を立ててやるべきであると思つています。だから、いさぐにというところがむずかしければ、十分この辺の検討を進めてもらいたい、これはお願いしておきたいと思つています。

それから、時間の都合でちょっと法案の内容については先において、繊維のことについて私お聞きしておきたいと思つたわけだ。わが国の繊維産業は、どちらかといえばこれまで輸出産業として発展してきたわけでございますけれども、発展途上国からの追い上げによつて現在の状態では輸出が停滞する、そして輸入が増大するという貿易パターンの重大な転換期に入つておると思つています。しかも、この情勢は今後さらに深刻化するおそれがありまして、繊維産業としては基本的な性格において、合成繊維も含めて原料をほとんど輸入に依存しておる。先ほど大臣は、わが国の貿易全体を考へて貿易の均衡を図つていかなければならない、また、拡大を図らなければならぬということをおっしゃつたわけだけれど、繊維産業という状態を取り出して見ても、貿易のパターンというものが変わった中で、なおかつ貿易収支の均衡というものを常に念頭に置いていかなければならないと思つたわけです。このところが非常に繊維産業としてはむずかしい状況にあるわけでございますけれども、まあこういう情勢の中において行われております繊維品の輸出会議、これは六月五日に通産省が開催しておるのですが、この輸出会議でどういふことが論議されておるのか、その辺の状況を知らせていただきたいと思つています。

○政府委員(野口一郎君) 先日、先生いまおっしゃいましたように、六月五日に、これは恒例のことではございますけれども、繊維製品の輸出会議が開かれたわけでございます。ただいま先生御指摘のように、繊維製品は、その昔はわが国の貿易

を輸出に支える非常に大きな柱であつたわけでございます。この柱は年々まろ細くなつてはきておりますけれども、しかしわれわれの認識、業界の認識におきましても、やはりわが国の輸出において非常に重要な産業である、輸出産業であるという認識は参列者一同再確認をしたわけでございます。その席で議論が出来ますことは、これは御存じだと思つても、まず第一に四十九年度の貿易の状況を振り返り、五十年に出る輸出の見通しを立てる、それで、その輸出の見通しを共通の目標にしながら官民ともに輸出につとめる、こういう趣旨のものでございます。

御参考までに、その際に立てられました五十年度の輸出見通しの数字を申し上げますと、繊維製品、繊維産業といたしましては約三十七億四千万ドルの数字でございます。これは残念ながら四十九年度の実績に比べますと約四割の減という数字になつておるわけでございますが、これはいろいろ厳しい内外の貿易環境の中にあつたとしても、大いにこれを目標にしながら努力をしようということになつたわけでございますが、その際、業界側としてなすべきこと、あるいは政府に要望することというところにつきまして、双方ともいろいろ懇談をしたわけでございます。

かいつまんで申し上げますと、先ほど言いましたような繊維産業が輸出産業として重要であるという共通の認識のもとに、やはり今後の輸出を促進するために何よりも輸出環境の整備が大事であるというところで、この整備のために、精力的に経済外交を政府としては推進してもらいたい。御高承のとおり、繊維の輸出につきましては長いこと、先進国を中心といたしましていろいろ輸入規制あるいは輸入制限的なネットワークが実は張りめぐらされておるわけでございますが、これも年来の努力により徐々に減つてきておるわけでございますけれども、依然輸入制限的な動きというものはあるわけでございますので、これを経済外交によつて強力に排除をする、こういうふうにして輸出環境を整備することがまず大事ではな

いか。これは政府の責任だ、仕事だと。しかしながら、同時に業界側におきましても、やっぱり海外の同業との無用な摩擦を避けるために業界間の交流というものは大いにやりたい、それから政府としてもやってもらいたいということでございます。

それから、問題の発展途上国からの追い上げというものは、輸出におきましても、あるいは内需におきましても大きな問題になっているわけでございますが、このためにはやはり発展途上国、海外におけるニーズがどういふふうになっているかという見通しのもとに、海外におきましても、やはりいろいろ日本の繊維製品に対するニーズというものも変わるでしょうし、あるいは高度化、多様化してきているのではないかと、そういう見通しのもとに、移り変わります海外のニーズに適應するような繊維産業に脱皮をする必要があるということでございます。この辺は一口で申し上げますと、知識集約型の産業へ體質改善をしなければならぬということでございます。これは国内の政策あるいは業界の努力ということになるわけでございますけれども、幸いなことに、昨年来繊維構造の改善のための法律がございまして、この辺をこなしながら、官民ともに協力してやっています。こういうことでございます。

基本的には、ともかく従来の繊維製品の輸出のパターンが、好況のときに、つまり内需が広がりますと輸出のインセンティブと申しますか、輸出意欲が落ちる。昨年のように国内が不況のときには、市場に出すというふうな傾向があったわけでございます。不況にかかわらず安定した輸出をやる、長期的に輸出市場を確保して、これが非常に大事なことで、官民ともに協力して輸出取引秩序の維持にも大いにつとめましようというふうなことでございます。

大筋を申しますと、以上のようなことでございます。細かい具体的な措置等につきましていろいろ議論が出たわけでございます。官民とも同意な

き意見の交換をし、非常に私も有益だったというふうな了承しております。

○藤井恒男君 諸外国において、いまお話にもありましたが、ことに先進諸国においてはそれぞれ繊維品については輸入規制のネットワークがあるわけでございます。その障壁が大変考慮してあるのがわが国の繊維産業の実態だと思います。その一つの例として、豪州における新規制限措置というものがどう対処するつもりか。

それから、最近報道されました、ECにおける輸入監視制度というものが七月から発動されるといふことでございますが、これはどういふものであり、またどう対処していこうとするのか、この辺のところを具体的に聞かしてもらいたいと思っております。

さらに、この会議の中で、国内市況の安定化対策として市況安定積立金制度というのが創設されるというところでございますけれども、これもどういふ性質のものであるか。

以上の点、お願いいたします。

○政府委員(野口一郎君) オーストラリアにおきましては、政権が交代してから保護貿易的な貿易政策の傾向を強めてきておられるわけでございますけれども、昨年、貿易収支の逆転等を理由にいたしました、突然幾つかの品目につきまして輸入制限的な措置をとったわけでございます。その中に御指摘のように繊維製品も幾つか入っております。ございまして、私も直ちに外交ルートを通じてございまして、事情の聴取あるいは双方の意図の連絡あるいは抗議を申しわけでございます。これは御存じのように、その後外交ルートによりまして現在オーストラリアとの折衝が、外交交渉が続けられておられるわけでありまして、その方を通じて強力でオーストラリアの輸入制限の撤廃に努力をいたしてきたわけでございますが、今後とも大いにつとめるつもりでございます。

におきましては輸入監視制度をとることを決定したわけでございます。これは七月一日から二年間の予定で実施されるわけでございます。

この中身は、このEC加盟国は、各月の上旬のうちにそれに先立つ二カ月間の繊維品の輸入の実績、これは数量と価格でございますが、それを品目別及び国別にEC委員会に出すということ義務づけるものでございます。ECというのは、これは御存じのように各国の集まっている共同体でございますので、いろいろ貿易上の統計の整備がおくれるということが前々からECとしては、内部の問題でしようけれども問題にしておりまして、統計の迅速化ということを目指して本制度をつくったものだといふことを向こう側では言っているわけでございます。輸入監視制度というより、むしろECに言わせると、これは統計のチェックシステムであるといふことを言っております。

最近、エルンストと申します東京のEC代表部の方がおられるわけでございますが、そこにいろいろ聞きまして、エルンストの言うところによりまして、日本は入っておらぬ、この本制度の対象になっていないといふことを言ったそうでございますが、この点、現在ECの方に確認中でございます。このECの今度の監視制度というのは、先ほど説明をいたしましたように、ECの中でECとして早く数字をつかむことが目的とすることであって、輸入制限的なものではないんだということを言っております。ですから、輸入業者あるいは輸出業者から新しい資料を出すというふうな意味において、新たな負担を課するものではないんだ、こういう説明をしておるわけでございます。

これに対してどういふふうに対処するかという御質問でございますが、私どもの方は以上の説明でございますけれども、やはりこれが輸入制限的な運用にならないようにウオッチしてまいります。日本が対象になっていないということでありまして、ちょっと問題は別でございますけれども

も、ともかくこういう制度が新しくできると、現在のような状況下においてとかく輸入制限的に使われがちでございますので、そうならないようにウオッチを続けてまいりたいと考えております。

それから第三点の、輸出会議におきましての市況安定積立金の問題でございますが、輸出会議の席上、いろいろ業界の方から政府に対して要望が出たわけでございます。たとえば市場開拓準備金制度を続けてくれとかいろいろございまして、その中の一環として、市況安定積立金制度をつくってほしいという要望がございまして、これは主として織物業界から出てきたものでございましてけれども、この内容は名の示すとおり好況時に得た利益は積み立てしておく。で、市況が悪くなると損失が出るというふうな場合にこれを取り崩していくということ、いわば市況の好不況を安定化しようということ、税金の繰り延べによって税負担の安定化を図ろう、こういう制度でございます。私どもの方、本件の趣旨はわかるわけでございますけれども、なかなかこういう税法上の問題になりますと、特に現在のような時点におきましてむずかしい問題があり、容易に設けることは困難ではあるといふふうな考えをしておるわけでございますが、なお検討を続けたいと思っております。

○藤井恒男君 輸入の問題についてちょっと伺います。昭和四十五年が三億ドル、四十八年が十六億七千万ドル、四十九年が十七億七千万ドル、製品輸入というのは毎年多くなっているわけですが、ことしの一―三月の製品輸入は増勢を示して、四月の繊維品輸入の成約状況は対前月比で三六・三%の増である、綿糸、綿布、絹織物などですね。繊維それ自体のひっくりかえった輸出というふうなことになる、なおわが国は出超であるというふうな物の見方もあるわけだけれど、製品別に見てみると非常にばらつきがあるし、物によってはわが国内需の二〇%に近い輸入を受けておるといふ状況があるわけですが、一―三月の製品の輸入成約状況は大体どういふ傾向になっておる

と、現時点では輸入監視制度をとることを決定したわけでございます。これは七月一日から二年間の予定で実施されるわけでございます。この中身は、このEC加盟国は、各月の上旬のうちにそれに先立つ二カ月間の繊維品の輸入の実績、これは数量と価格でございますが、それを品目別及び国別にEC委員会に出すということ義務づけるものでございます。ECというのは、これは御存じのように各国の集まっている共同体でございますので、いろいろ貿易上の統計の整備がおくれるということが前々からECとしては、内部の問題でしようけれども問題にしておりまして、統計の迅速化ということを目指して本制度をつくったものだといふことを向こう側では言っているわけでございます。輸入監視制度というより、むしろECに言わせると、これは統計のチェックシステムであるといふことを言っております。

か、知らしてもらいたいと思います。

○政府委員(野口一郎君) 成約の状況というお話でございますが、その前にちょっと御参考までに輸入の通関、輸入の状況を見てみたいと思っております。

長期的に見た場合には、先生がおっしゃったように繊維製品の輸入は相当なテンポで伸びてきておりまして、特に四十八年は特殊な事情だと思っておりますけれども、一挙に三倍という伸びがあったわけでございますが、昨年の夏以降は鎮静してまいりました。

御参考までに、これを年度で見ますととほつきりすると思っておりますので申し上げますと、四十八年度に繊維製品の輸入額は二十億ドルでございますが、四十九年度におきましては約十五億ドルというぐあい、二、三割ほど前年比減ったわけでございます。この傾向は一、二、三、ことしになりましても続いておりますので、大ざっぱに申しまして、ことしになってからの輸入額というものは月平均、一、二、三、月平均で大体九千万ドルぐらゐりというふうにお考えいただければ結構ではないかというふうにお考えいただけます。これはちょうど昨年の同期の数字に比べますと、約半分というところでございますので、相当輸入は最近でも落ちついているというふうに言つてよろしいのではないかと申すわけでございます。物によっては、それは言つておられるけれども、あるものは減り方の少ないものもあるのではないかと、あるいは御参考までに先生申されたわけでございます。

御参考までにその点見てみたいと思つて、ちょっと手元にある数字が一、二、三、月平均でございますけれども、糸で申しますと対前年五七%でございます。それから織物で申しますと三五%、二次製品で見ますと四七%というふうなことでございまして、総じて申しまして前半の傾向と同じように、いま申し上げたように糸、織物、二次製品、でございまして、やはり大体半分ぐらゐりという状況でございます。ただ、例外なのは絹織物でございます。絹織物が前年同期に比

べて若干の増と、数字では六%の増ということになっております。それを除きましては大体半分ぐらゐりということでございます。そういう輸入の実績を踏んまえて、問題なのは今後どうなるかということだろうと思つて、それを示すのは成約の数字でございます。

全般的に申しまして、この成約統計というのは昨年十二月からできたわけでございますが、十二月、一月、二月と成約は非常に落ち込んだ数字になっておりました。ただ三月、四月と増加に転じたわけでございます。ですが、前年あるいは前々年等に比較して考えますと、増加はいたしてはいか。ただ、綿織物につきましては、確かに三月に成約がふえたわけでございますが、これはいろいろな事情によりまして、私もそう長続きすることではない、いわば一時的な現象ではないかと思つておられるわけでございます。四月に入りまして綿織物の成約量は減少をいたしました。したがって、確かにふえてはいるわけではございませんけれども、これが通関となつて、実際の輸入となつてあらわれる状況において、秩序ある輸入の増加という範囲を越えるぐらゐり入つてくるものであるかどうか、これは成約統計がまだ昨年開始ばかりでございますので、われわれの方も確たる見通しはつきにくいわけでございますけれども、いまの状況から見ますと急増するということではないか。特に、いわんや四十八年に見られたような思惑輸入というふうな現象は起きないのではないかというふうにお考えしておりますが、なお情勢のウオッチを続けたいというふうにお考えしております。

○藤井恒男君 いまの局長のお話ですと、全体としては大体落ちついておりますが、部分部分において成約の段階で少しビークしておるものがある。しかし、それはスポットであらうという御見解ですが、業界あたりでは非常にこの辺が敏感でございます。大体一、二、三月で繊維産業もわが国の生産と同じやうに大体大底をついておる。まあその

反動としてこの四、五月にかけて川中段階がややタイトになっておるという状況です。しかしこれは御存じのように三割ほどカットした状態でタイトということですから、フル操業ではない。そういう折に少しづつ荷が川中段階で動き出したかなというときに、成約を見ると、ぼつとこの数字が上がつておるんじゃないかということ、にわかには繊維産業連盟あるいは綿工業連盟は紡績協会などで輸入規制の動きが顕在化してきておるわけ

です。これら一連の輸入規制の動きについて、まあ産業界ですから非常に敏感に反応するのは私は当然だと思つておられるわけ、たとえて言うならば、この紡績協会が出しておる要望事項の中で「四十七年の第三次円対策として打ち出された一律二〇%の関税引き下げの撤廃」、二つが「繊維は発展途上国といえども、日本と同じ先進国と同列に考えるべきで、このため特恵関税は廃止すべきである」、三つ目は「関税切り下げ交渉」これは対象品目として繊維は除外すべきである。具体的にこの三つほどの要件を出して政府に施策を請うという表明を行つておられるわけ。

これら綿織物輸入の問題ももちろんでございますが、一連の輸入規制に対する業界の動きについてどのように当局としてごらんになっておるか、あるいはどのようにに対処していかうとなつておるか、そこら辺のところを聞かしていただきたいと思つておるわけでございます。

○政府委員(野口一郎君) 昨年の秋以降からいまに至るまでの輸入の状況につきましては、先ほど御説明したとおり、相当落ちついております。先ほどに見ているわけでございますが、先行きにつきましても、ただいままでのわれわれが入手し得る情報では、個々の品目によつて若干の差はあるものの、急増というふうなことはないのではないか、これは市況の変化によつてどうなるかわかりませんが、そういうふうな大きな見通しを持つておられるわけでございます。

しかし、先生御指摘のように、この不況下におき、かつ四十八年の輸入急増の痛手をこうむつた業界といたしましては、その後遺症も残つておる折から、本件につき非常にナーバスになるというわけは、私もとしましてよく気が付かしてはおります。われわれの方は、日本が自由貿易を国是とするというたてまえでございまして、やはり秩序ある輸入というものは、業界の健全な発展のためにも、貿易の発展のためにも必要であるというふうにお考えをしております。

ただ、そのための手段、方法、あるいはどういふ措置をとるときに実施するかというタイミングの問題もございまして、われわれの方では、ともかく秩序ある輸入の実現というものを目標として、いろいろの考えられる手法あるいは行政措置を対内的にも対外的にも総合的にとりまして、輸入の秩序化に努めてきておるわけでありまして、ただいま御指摘にありましたようなこと、あるいはガット国際繊維取り決めの措置、あるいはガット十九条による措置とか、いろいろ直接的な輸入を規制する措置も、わが国はそういう制度を採用しているわけでございますので、そういう措置が定める条件、あるいは事態が起つた場合に、わが国としてもそういう措置をとることができるとは当然だと思つておるわけでございます。

ただ、現在のような状況及び先行きの見通しにおきまして、直接的に関税を引き上げるとか、あるいは輸入の割り当てを行うとかいうような直接的な輸入規制措置を現段階においてとるかどうかということになりましては、いろいろ考えるべき要素がたくさんあるわけでございます。その制度が定めている要件を充足している、あるいはそれではなければ事態を克服できないような状況にあるかどうかということ等もございまして、あるいはもっと広く相手国との、つまり輸出国との貿易の状況、あるいはわが国における貿易全体のポジ

ション



御指摘のように、二月に通牒を出したわけでございますので、いま直ちにどこをどうということにつきましまして、もう少し状況を見て、実態が動き出した結果を見てのことだというふうに考えております。

第三に、構造改善資金の府県の負担割合、自治体の負担の問題でございます。

確かにこういふ御時勢でございますが、一部分といえども府県によりましてはなかなかつらいのではないかと、御指摘ももっともだと思っておりますが、情勢の変化等を見、かつ府県の負担力等も考えながらこの構造改善事業を進めていくわけでございます。いついつまで必ずやらなければならぬということではないというふうに考えておるわけでございますし、一〇%の負担というものは、多いといえれば多いわけでございますが、何とかその府県における繊維産業のウェイト、重要性等を考えて、府県にもできるだけの協力をさせていただきたいというふうに考えておるわけでございますが、先生御指摘のように、自治体との連絡も今後一層密にしていきたいと思います。

この新構造改善事業の基本になっておりますところの、昭和四十八年の繊維工業審議会の答申を見直すという問題を先生いま提起されたわけでございます。

御指摘のように、最近この一、二年の環境の変化は非常になほだしいものがあつたわけでございますけれども、ただ、四十八年当時にこの見直しを、答申を検討している段階におきまして、将来日本の経済も過去のような高度成長ではあり得ないだろう、特に、繊維産業をめぐる環境というもの内外ともに非常にきびくなるであろうというところは、当時予見される限りにおいては織り込んで検討されたものというふうに私承知しているわけでございます。その辺の状況を織り込んで見直しの数字等につきましても作業をされたようでございます。

しかしまた、一度決めたものは動かさないと

いうことでもないわけでございます。このような変化を織り込んで、基本的な方向としては、この見直し、繊維工業審議会の答申というのは正しい方向を示していると思っておりますけれども、ただ状況というものは随時流動して変化していくわけでございます。そういう変化に応じていくわけであるいは具体化、具体化するに当たってそういう状況を十分考慮して運用していくことにつきましましては、私も全くその方向で運用してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。基本的な見直しということになりまして、政府としても、来年度をスタートにいたしますところの新しい経済の基本計画を検討する方向で進んでおります。それから通産省といたしましても、産業構造審議会の長期見直しというものの見直しもやります。そういうその辺の基礎的な検討がどうなるかということ等も織り込みまして、しかるべき時期に、先生のおっしゃるような見直しをやるというふうに考えておるわけでございますが、いま直ちに基本的な見直しを進むのはいかがかというふうに考えております。

それから最後に、広域の計画について、都道府県の負担割合はどういうふうに考えるのだという御質問がございました。他の中小企業に対して、これにつきましましては、他の中小企業に対して、一般的に中小企業につきましましてはいろいろ事業団を中心といたしまして助成の措置をとっているわけでございます。そのようないろんな場合に、やはり先生の御指摘のような広域の問題が出てくるわけでございます。したがって、そういう中小企業振興のための他の広域措置、広域的な計画において助成措置がとられている場合に準じて考えてまいりたいというふうに現在のところ考えております。

藤井恒男君 これは局長、局長もかたくなに一度つくったものは固執するといふ考えはないといふふうにおっしゃっておられるから、その点は私も理解するわけですが、四十八年も現状を見直したというふうには言われるけど、実態はやっぱりそ

うじゃない。たとえば繊維品の輸入問題一つ取り上げてみても、確かに産産審議の中で論議はされておるけど、いまのような切実な状況というものは、ここまでは想定していなかったというふうなものは、私は思うわけなんです。だから発動して、残念な私は時期が延びて、昨年七月からというもの、実態はことごとくというふうなことから、まだ申請の段階、第一次締め切りがやっと終わったぐらいです。それ以外、そういう段階なんだから、その出ぐあいなども見て、私はやっぱりある時期には、フレームワークが変わったという状態のもとに検討を省内でも行ってほしいというふうに思います。

それから弾力的な運用については、これはひとつ十分お考えいただきたい。局長も弾力的な運営については賛成だといふふうにおっしゃったわけですから、出先にも十分そのことは通知していただきたいと思つております。

時間がないから、繊維については最後に一問だけ伺いたしますが、繊維取引の改善委員会というのを発足しておられるわけですが、これは産産審でも述べられておられますように、繊維産業は、製造、紡績それから編み織り、それから染色仕上げ、縫製の多段階的な生産構造を断片的に持つておる。その間に商社、問屋を介在させて、繊維の相対的な流通経路というものはきわめて迂回するのであるし、複雑であるといふのはだれしも認められておるところです。そのために生産と流通との結合が弱く、各段階の取引においてリスク負担が不明朗である。これらの不合理な点が繊維産業全体を有効なシステムを形成させていないというふうに述べられておられるわけですが、これは私そのとおりであると思つております。

このような複雑過ぎる生産流通構造を背景にして、しかも複雑な繊維品の取引機構、これがきわめて非近代的で、非合理的な慣行が多過ぎる。取引契約の不明確、手形サイトの長期化、手形の金利負担の不明確、決済条件の不正、製品の引き取り遅延、契約の一方的キャンセル、不当返品、割引リベート、押しつけ販売、いろいろの問題が

未解決のまま現在存在しておるわけですが、このような不合理な取引慣行の結果が、商品仕入れ、在庫調整、販売計画などについて取引当事者間で責任の所在が不明確となつて、生産、流通各段階の業者の経営態度も安易に流れてしまふ。そして実需をはるかに超過する仮需を発生する。これがコストを高くするし、最終製品段階において競争力を弱めるし、消費者に過度の負担を負わせる。この間に弱者と強者の関係が出て、中小企業者、中小商工業者が絶えず泣かされておる。これが私は、残念ながら繊維の流通における非近代的な実態であらうと思つております。

そのために通産省も、繊維取引改善委員会というものをつくつて各所から事情を聴取しておる。この事情聴取しておるというだけでも、私は陰に陽にいい効果を及ぼしておる。みんながやっぱりえりを正さなければいけないというムードを醸しておることを見るのができまして、大変結構なことであらうと思つております。しかし、この取引改善委員会の関連業界の要望事項というものを通産省がまとめておられるわけですが、この中にも幾つか、こんなことがいまの世の中にあるのかとびつくりするような内容が掲載されておる。これを丹念に私は掘り下げていただきたい。このことがすなわち中小企業の弱体化を見せつけておるわけですから、中小企業庁としても、具体的にこの問題をつぶしていく方法を考えていただきたいと思つております。この問題について質問しようと思つたけど、時間がありませんから、この取引改善委員会というものを十分作動してもらいたいということをお願いして申し上げておきたいと思つております。

最後に、長官にお伺いしますが、前の委員会でも私、取り上げたことですが、行管に直屬する統計審議会の議を経なければならぬのだけど、産業標準分類というものがと洗ひ直されるそうです。私は、具体的な問題として以前に取り上げたのは、繊維製品輸出組工業組合というのがあるわけですが、これらはまさに繊維に直結

した梱包運送をやっておるわけですね。ところが、産業分類でいきますとこれが運輸サービス業に入るといふことになるので、さまざまな構造改善の指定業種にはなり得ない。そして、たとえ今回のような不況に際して、雇用保険法の適用業種にも指定されない。これは引越し屋さんなどとは違って、産業にまさきに着着しておるんだだけ、それが運輸サービス業であるがゆえにそういう指定を受けずに、製造業が不況になれば、直ちにこれはもうそのまま不況になるという状態でありながら、法の適用を受けずに放置されておるといふ状態があるんです。したがって、この種のものはいくら少し詳細に検討して、分類のときにはよく考えていただきたい。まあ率直に申し上げるなら、これは製造業に指定すべきであるというふうに思うわけです。この辺のところを問題としてひとと長官に提起しておきたいと思つて、それから、大臣に私お願いしておきたいのは、先ほど生活産業局長にも質問したわけですが、いわゆる繊維産業というのは好不況の波に覆われておるわけでございまして、そのための、安定化のための自助努力というものをやっぱり考えなければならぬという空気が芽生えつつあるわけです。これは大臣の地元であります、兵庫県の西脇、これは有名な先染めの織物産地ですけど、ここでは、みずから安定化のための基金制度というものをつくっておるんです。たとえば登録織機一台当たり月額三百円を共済賦課金として集める。そして好況時にはずっとこれを蓄えておいて、不況になったときには共同管理してここから金を貸し出しする。非常に私はいい制度であると思う。予算委員会でも私は、前の福田大蔵大臣に、こういう措置について税法上の何か恩恵を与えることができないのかというのを指摘しました。福田さんは、直ちにいまの税法にはなじまないという御答弁であつたわけだけど、一遍、大臣もこの辺のところを前向きに検討していただいで、不況になったときにみずから蓄えたものでお互いの業界をカバーしようという制度は育成すべきであ

る。不況になったから直ちに国に泣きついて国の施策を仰ぐというだけでは私はいけないというふうにも思うわけですから、このような健全な芽を育ててもらいたいというふうに思うわけです。大臣の御所見をお伺いしておきたいと思つて、以上、ひっくり返して全部申し上げました。

○国務大臣(河本敏夫君) 繊維業界に、そういうふうな自助努力の傾向が出てきたということは大変結構なことだと私も思つて、ただ、いまおっしゃつたような内容のものが、いまの税法上直接認められるかどうかということが問題はあろうと思つて、そこで、他の償却制度とかいろいろな税制と総合的に考えまして、何らかの解決方法はなにかということ等につきまして、前向きかつ総合的に検討してみたいと思つて、

○政府委員(齋藤太一君) 梱包業につきまして、産業分類上一つの区分を起こしてほしいという御要望は梱包業界の方からも私も承つておりますので、現在内容を検討中でございます。ちょうど現在行政管理局の方で産業分類の改正方の作業に着手しておられますので、なるべくその中に盛り込んでまいりたい、かように考えております。

なお、不況対策といたしましての繊維の梱包業界の問題につきましては、梱包業種というものは全国的な規模で考えておりますので、不況業種の指定要件に該当いたしておりますけれども、個別に繊維に関連した梱包業界につきましては、政府系の金融機関からの融資のあっせんにつきまして、実際上あっせんをいたしますので、そういう形で解決をしてみたいと考えております。

○委員長(林田悠紀夫君) 委員の異動について御報告いたします。

本日、鈴木力君が委員を辞任され、その補欠として竹田四郎君が選任されました。

○委員長(林田悠紀夫君) 他に御発言もなければ、

ば、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(林田悠紀夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。別に御意見もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(林田悠紀夫君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(林田悠紀夫君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

小柳君から発言を求められておりますので、これを許します。小柳君。

○小柳勇君 たいだいま可決されました中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党の四党共同提案による附帯決議案を提出いたしたいと存じますので、御賛同願ひます。

中小企業近代化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、現下の経済情勢に対処し、中小企業の不況対策に万全を期するとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、中小企業近代化対策をはじめ、各般にわたる中小企業施策について、その普及徹底につとめるとともに、下請代金支払遅延等防止法、いわゆる官公需法等中小企業関係諸法律の厳正な運用をはかること。

二、近代化施策については、小規模企業者にゆきわたるよう一層きめ細かな配慮をすることにも、国民生活関連業種の指定にあつてはできるだけ弾力的に運用すること。

三、近代化計画の助成にあつては、従業員の福祉向上対策に留意し、特に教育を受ける勤労青少年について就学に必要な時間を確保するとともに、青少年の雇用の安定に關して必要な施策を講ずるよう検討すること。

四、新分野進出計画制度の推進にあつては、新商品の開発等の範囲を弾力的に考えるところにも、進出した新分野で事業活動が適正に確保されるよう配慮すること。

以上でございます。

○委員長(林田悠紀夫君) たいだいま小柳君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(林田悠紀夫君) 全会一致と認めます。よって、小柳君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

たいだいまの附帯決議に対し、河本通産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。河本通産大臣。

○国務大臣(河本敏夫君) たいだいまの附帯決議の御趣旨を体しまして、行政に万遺漏ないよう期してまいりたいと存じます。

○委員長(林田悠紀夫君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(林田悠紀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後四時六分散会

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案（渡辺武君外四名発議）

伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案  
伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業を保護するための輸入制限等に関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、我が国の伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業において製造される物品と競合する物品の輸入によつて当該産業が受ける重大な影響を防止するために必要な輸入制限等の措置について定め、もつて当該産業の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「伝統的工芸品産業」とは、伝統的工芸品（伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項に規定する指定を受けた工芸品をいう。以下同じ。）の製造業をいう。

2 この法律において「中小企業性産業」とは、次の各号に該当する製造業の業種であつて政令で定めるものをいう。

一 当該業種における事業活動の相当な部分が中小企業者（中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）第五条第一号又は第三号に該当する製造業者をいう。以下同じ。）によつて行われていること。

二 当該業種に属する中小企業者の経営の安定を図ることが国民経済の健全な発展に資するために必要であると認められること。

3 この法律において「競合物品」とは、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業に属する事業において製造される物品と同種の物品又は用途が競合する物品であつて海外において製造されたものをいう。

(競合物品の輸入制限等)

第三条 政府は、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業が当該産業に係る競合物品の輸入によつて重大な影響を受け又は受けるおそれがあると認められる場合には、第一号又は第二号の措置をとらなければならない。

一 当該競合物品についての関税率の引上げ、輸入割当てその他輸入制限に關し必要な措置

二 次の行為であつて当該行為に係る競合物品の相当な数量の輸入が予見されるものの制限に關し必要な措置

イ 当該競合物品を製造する外国法人又は外国人に対する投資又は融資

ロ 当該競合物品の製造に係る技術（技法を含む。以下同じ。）の外国法人又は外国人への海外においてする供与

ハ 伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術によつて加工された原材料で当該伝統的工芸品の製造に使用されるものの輸出

2 伝統的工芸品産業以外の中小企業性産業に係る前項各号の措置は、五年間を限度とするものとする。

(都道府県知事等の請求)

第四条 都道府県知事は、伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業が前条第一項に規定する事態にあると認めるときは、政府に対し、同項の措置をとることを請求することができる。伝統的工芸品産業その他の中小企業性産業に属する事業を営む中小企業者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合、商工組合その他政令で定める法人が、当該産業が同項に規定する事態にあると認めるときも、同様とする。

2 政府は、前項の請求があつた場合には、その実情を調査し、その結果に基づき、前条第一項の措置をとつたときはその要旨を、同項の措置をとらなかつたときはその旨及びその理由を当該請求をした者に通知するとともに公表しなければならない。

(原産地表示に關する関税法の特例)

第五条 品質、形状その他の通商産業省令で定める事項が伝統的工芸品と同一であるか若しくはこれに類似する物品又はこれらの物品を加工した物品の輸入についての関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第七十一条、第七十八条及び第八十七条の規定の適用については、同法第七十一条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされている」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がある旨又は表示がされていない旨」と、「その表示を消させ、若しくは訂正させ」とあるのは「その表示を訂正させ、若しくは表示をさせ」と、同法第七十八条第一項中「又は誤認を生じさせる表示がされている」とあるのは「若しくは誤認を生じさせる表示がされているとき」と、同法第七十八条第二項中「その選択により、同項の表示を消させ、又は訂正させ」とあるのは「同項の表示を訂正させ、又は表示をさせ」と、同法第三項中「表示を消し、又は訂正しないときは」とあるのは「表示を訂正し、又は表示をしないときは」と、同法第八十七条第一項中「表示を消し、若しくは訂正し」とあるのは「表示を訂正し、若しくは表示をし」と、同法第二項中「表示が消され、若しくは訂正され」とあるのは「表示が訂正され、若しくは表示がされ」とする。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

昭和五十年七月四日印刷

昭和五十年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局